

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年 8 月24日

【発行者名】 新生インベストメント・マネジメント株式
会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 海野 典夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 8 号

【事務連絡者氏名】 伊藤 真澄

【電話番号】 03-5157-5530

【届出の対象とした募集（売出）内国
投資信託受益証券に係るファンドの名
称】 エマージング・カレンシー・債券ファンド
（1年決算型）

【届出の対象とした募集（売出）内国
投資信託受益証券の金額】 継続募集額 上限5,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）（以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）
- ・格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下、「委託者」、「委託会社」または「当社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

午後3時までに、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

- ・基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

受付時間 営業日の9時～17時

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

(5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社または（４）に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コースでお申込みの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

申込単位につきましては、販売会社または（４）に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成22年8月25日から平成23年8月23日まで

平成23年8月24日以降のお申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所である「販売会社」については（４）に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

(9)【払込期日】

お申込金額は、販売会社が指定する期日までにお支払いください。お申込金額には利息は付利されません。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、株式会社りそな銀行（以下「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込金額は、お申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、（４）に記載される委託会社の照会先までお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引後、自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。「自動けいぞく投資コース」による再投資の際には手数料はかかりません。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申出ください。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込受付日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ルクセンブルクの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

ニューヨークの銀行休業日

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます（以下同じ。）。

日本以外の地域における発行は行いません。

振替受益権について

- ・ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとしします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、中長期的に投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 債券に属します。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく当ファンドの商品分類は以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
	海 外	債 券
		不動産投信
追 加 型	内 外	その他資産
		()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

- 追 加 型 ・ ・ 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の
信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 海 外 ・ ・ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資
収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 債 券 ・ ・ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資
収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル (含、日本)	ファミリーファンド	あり ()
一般	年 2 回	日本		
大型株	年 4 回			
中小型株	年 6 回	北米		
債券	(隔月)	欧州		
一般	年 1 2 回	アジア		
公債	(毎月)	オセアニア		
社債				
その他債券				
クレジット属性 ()				

不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券 (一般)))	その他 ()	アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券（一般））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

その他資産（投資信託証券（債券（一般）））

- 目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを含みます。）、実質的に主として債券一般（公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。）に投資する旨の記載があるものをいいます。

年 1 回

- 目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング

- 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（複数の新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

- 「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジ なし

- 目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）で閲覧が可能です。

信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1

外国投資法人（「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」投資証券）（以下、「投資先ファンド」といいます。）を通じて、主に現地通貨建てのエマージング債券に投資し、中長期的な投資信託財産の成長をめざします。

<現地通貨建てエマージング債券とは>

エマージング諸国の自国通貨建て（現地通貨建て）債券をいいます。

<エマージング諸国とは>

一般的に経済発展の途上にあり、既に成熟した先進国並みの経済をめざす成長段階に位置している国および地域を指します。

<主なエマージング諸国の例>



上図は、一般的なエマージング諸国を例示したものであり、「投資先ファンド」は、上記のエマージング諸国に投資するとは限りません。また、上記以外のエマージング諸国に投資を行う場合があります。

エマージング債券は一般的に先進国の債券と比較してカントリーリスクが高い反面、相対的に高い利回りが期待できます。「投資先ファンド」がベンチマークとする「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイド」（米ドル建て：為替ヘッジなし）の利回りは、世界主要国の国債の利回りと比較すると相対的に高めです。

<エマージング諸国の投資リスクについて>

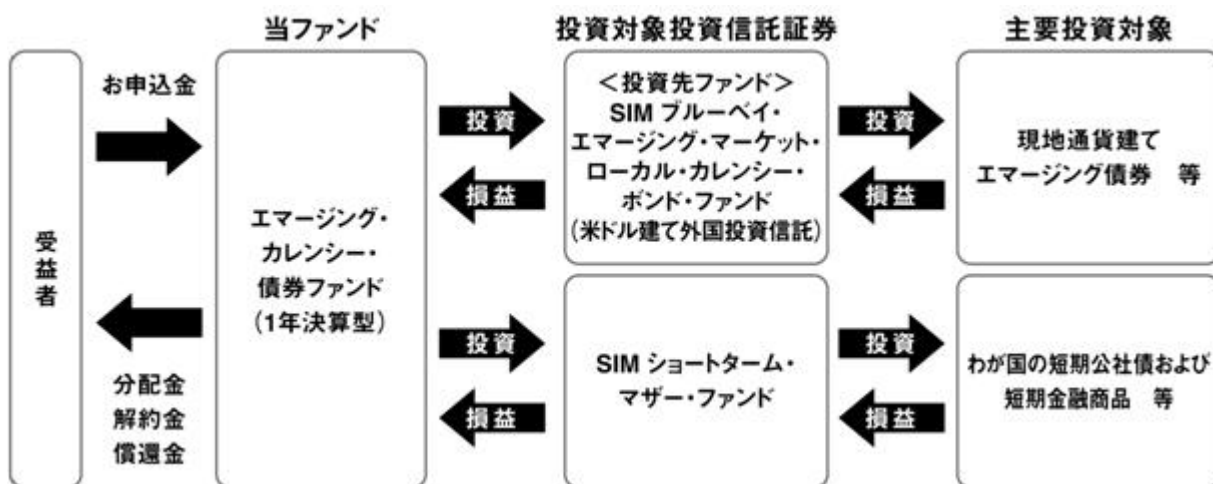
当ファンドが投資する投資信託証券の投資対象国であるエマージング諸国は、先進国と比較し、一般的に情報の開示などの基準が異なる場合があります。投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。また、政治・経済情勢などの安定性の欠如による、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖、もしくは、流動性の極端な減少等）も想定されます。その他、政府当局による海外からの投資規制や外国人投資家に対する追徴的な課税、自国外への送金規制、金融商品取引所の閉鎖や取引停止等の規制が突然導入されることも想定され、その場合には金融商品市場の価格変動が大きくなるばかりでなく、規制の内容

等によっては、ファンドによる投資資金の回収が一時的に困難となる、または、不可能となることも想定されます。

当ファンドのリスクの詳細に関しましては、「3 投資リスク、(1) ファンドのリスクと留意点」をご参照ください。

2

主として外国投資法人の投資証券に投資し、一部国内証券投資信託（親投資信託）の受益証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。



投資先ファンドの特色

- ・ 主に現地通貨建てのエマージング債券（国債、政府機関債、社債等）に投資を行い、ファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
- ・ JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイド（米ドル建て：為替ヘッジなし）をベンチマークとし、これを上回るリターンをめざします。
- ・ 運用は、ブルーベイ・アセット・マネジメント・ピーエルシー（以下「ブルーベイ社」といいます。）が行います。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市場動向などを勘案して決定するものとし、原則として、投資先ファンドの組入比率を高位とすることを基本とします。

当ファンドは外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、投資先ファンドでは為替取引を機動的に行います。

（例）現地通貨を米ドルやユーロなどの先進国通貨に対して為替ヘッジを行います。

「SIM ショートターム・マザー・ファンド」は主としてわが国の短期公社債および短期

金融商品等に投資し、新生インベストメント・マネジメント株式会社が運用します。

資金動向、市場動向等を勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

<ブルーベイ社とは>

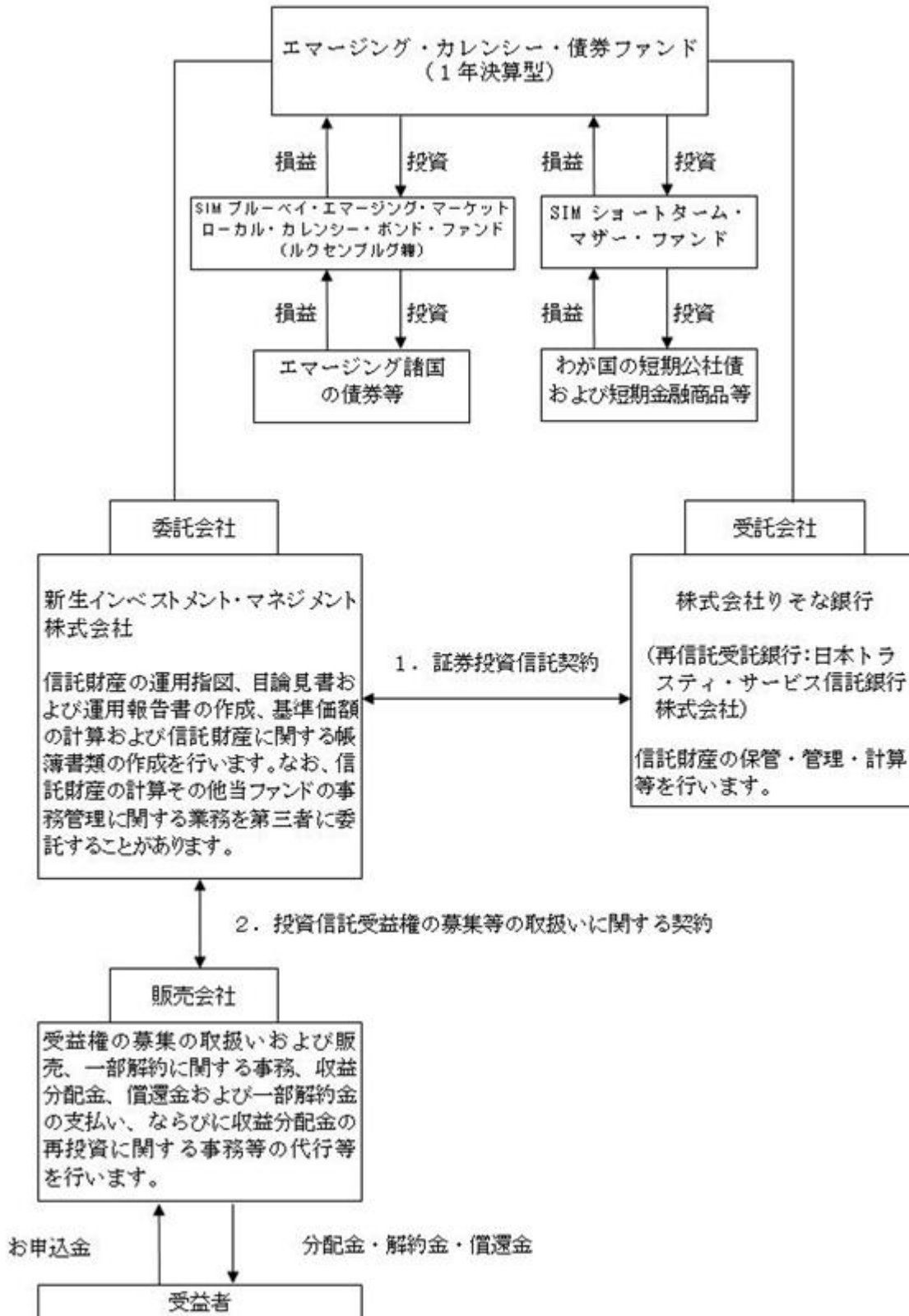
2001年7月にロンドンで設立された資産運用会社です。2010年3月末時点の運用資産残高は約3兆4,411億円となっており、そのうちエマージング債券運用資産残高は約5,892億円となっております(2010年3月末日の三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値1米ドル=93.04円にて換算)。ブルーベイ社が運用する「ブルーベイ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」は2005年6月に格付会社のS&P社の格付けにおいて「AA」の評価を得ました。これは、ブルーベイ社の統制の取れた投資プロセス、経験豊富な人たちのチームワークによって達成された堅実な運用実績、リスク管理体制などが総合的に評価されたことによるものです。また、2006年11月にブルーベイ社はロンドン証券取引所に上場しました。

(2)【ファンドの沿革】

平成20年9月30日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



契約等の概要

1) 証券投資信託契約

「証券投資信託契約」は、委託会社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）と受託会社（株式会社りそな銀行）との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

2) 投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約

「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」は、委託会社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

委託会社の概要

1) 資本金

4億9,500万円（平成22年6月末日現在）

2) 沿革

平成13年12月17日：新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

平成14年2月13日：「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

平成15年3月12日：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可

平成19年9月30日：証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

3) 大株主の状況

（平成22年6月末日現在）

氏名または名称	住所	所有株式(株)	所有比率(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区 内幸町二丁目1番8号	9,900	100

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」投資証券および証券投資信託である「SIM ショートターム・マザー・ファンド」受益証券を主な投資対象とします。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズであり、投資対象とする外国投資信託に組入れる銘柄の選択について重視し、当該ファンドに投資を行います。

投資信託証券への投資比率は、原則として、市況動向および各投資信託証券の収益性を勘案して委託会社が決定します。投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とし、外国投資信託証券への投資比率を高位に保ちます。

外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（上記イ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

運用の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として次の外国投資法人の投資証券および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「SIM ショートターム・マザー・ファンド」の受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

- 1) ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」投資証券
- 2) 証券投資信託「SIM ショートターム・マザー・ファンド」受益証券
- 3) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

< 投資対象投資信託証券の概要 >

- 1) 「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」

ファンド名	SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド
形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド型米ドル建て外国投資法人
運用の基本方針	中長期的に収益および資本増による高レベルのリターンをめざします。
投資態度	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイド（米ドル建て：為替ヘッジなし）をベンチマークとし、これを上回るリターンをめざします。

投資対象	<p>このファンドは、原則として純資産総額の2 / 3以上を直接的、間接的（例えばクレジット・リンク債券を通じて）にあらゆる格付け（投資適格 および投資適格未滿を含む）のエマージング諸国の政府、またはエマージング諸国に所在する法人が発行する現地通貨建ての債券に投資します。</p> <p>投資適格とは、スタンダード・アンド・プアーズ社においてはBBBマイナス以上、ムーディーズ社においてはBaa3以上の格付けを取得したものをいいます。</p> <p>主な投資可能債券は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地通貨建て国内市場で取引されている当該国の国債 ・当該国内市場で取引されている銀行や企業が発行する社債 <p>このファンドは原則として純資産総額の1 / 3を上限として自国通貨以外の通貨（例えば、米ドル）で表示されたエマージング諸国の発行体が発行する債券に投資することができます。</p> <p>このファンドは、現地通貨のポジションもアクティブに取ります。</p> <p>運用の効率化に資するため、直接投資できない市場に投資するため、またポジションのヘッジを行うために、金融デリバティブ商品に投資することがあります。</p> <p>純資産総額の10%以上の借入れは行いません。</p> <p>原則として株式への投資割合は純資産総額の10%、転換社債あるいは新株予約権付社債への投資割合は純資産総額の25%、短期金融商品への投資割合は純資産総額の1 / 3を上回らないものとします。</p> <p>ただし、これらの資産への投資合計は、純資産総額の1 / 3を上回らないものとします。</p>
信託報酬	0.80%
申込手数料	ファンドで買付ける場合は不要です。
その他の費用	別途ファンドの管理費用（上限0.3%）等がかかります。
運用会社	BlueBay Asset Management PLC
設定日	2006年7月4日
信託期間	無期限
決算日	毎年6月30日
設定、解約	ルクセンブルグ、ロンドンの銀行休業日を除く毎営業日
収益分配方針	原則として経費控除後の利子・配当等収益および売買益の全額を分配します。

投資先ファンドは上記のような投資方針に基づいて運用が行われますが、市況動向等によっては上記のような運用が行われなことがあります。

（注）運用報酬や管理費等については、後記「4 手数料等及び税金」をご参照ください。

2) 「SIM ショートターム・マザー・ファンド」

ファンド名	SIM ショートターム・マザー・ファンド
-------	----------------------

形態	証券投資信託 / 親投資信託
運用の基本方針	信託財産の安定的な収益の確保を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。
主な投資態度	わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。なお、市況動向により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の短期公社債および短期金融商品です。
主な投資制限	外貨建て資産への投資は行いません。 有価証券先物取引等を行うことができます。 スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
決算日	年1回、原則として毎年5月23日（収益の分配は行いません。）
申込手数料	かかりません。
解約手数料	かかりません。
運用報酬	かかりません。
運用会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託銀行	株式会社りそな銀行

(3) 【運用体制】

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会議	役割・機能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項および関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組織	役割・機能
運用部 (7名)	運用部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 ・当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファンドおよびその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。 ・投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

なお、コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。

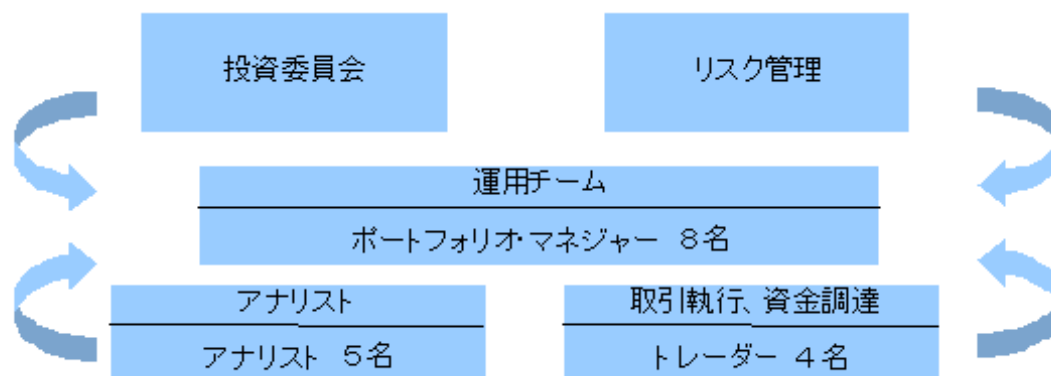
また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

上記運用体制は平成22年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ブルーベイ社

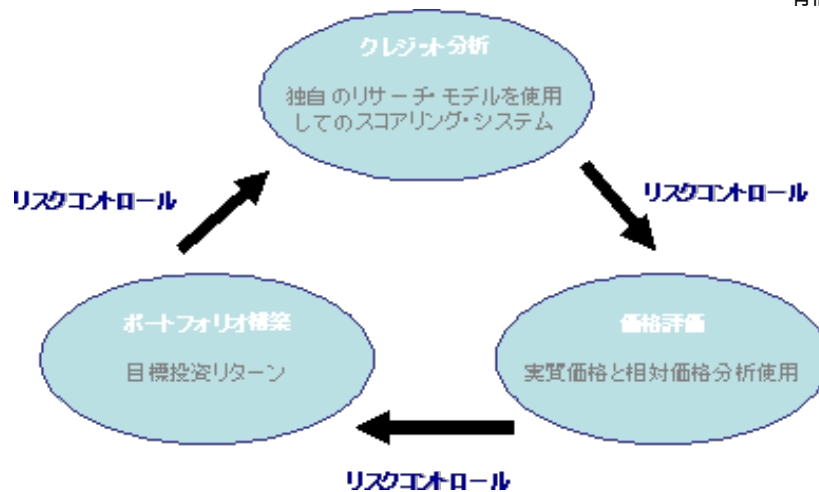
ブルーベイ社の運用体制は、以下の通りです。

1) エマージングマーケットチーム



- ・ 投資委員会は、CIO・COOおよび全シニア・ポートフォリオ・マネジャーの18名で構成。
 - ・ ブルーベイ社のエマージング・デスクはポートフォリオ・マネジャー8名、アナリスト5名から成るチームで構成。
 - ・ 運用は、投資委員会で議論されるブルーベイ社共通のマクロの見方と、アナリストやトレーダーからのボトムアップ情報を組み合わせ、ポートフォリオを構築していきます。
- ・ ブルーベイ社の投資の意思決定過程は、ボトムアップとトップダウンを組み合わせたものとなります。トップダウン・アプローチでは、投資委員会（インベストメント・コミッティー）にてマクロ経済、金利などの状況を議論し、市場の方向性を予想し、ポートフォリオ全体のリスクを決定します。トップダウンによって決まった全体的なリスクに対し、ボトムアップ・アプローチでは全体的なリスクの範囲内で、ファンダメンタルズ、テクニカル、取引コスト、流動性といった観点から個別の銘柄を選別し、実際の投資を決定していきます。エマージング債券の運用では、個別銘柄の選択が非常に重要で、ボトムアップ・アプローチの比率が高くなっています。

2) 投資プロセス



- ・ 個別の投資の決定は、社内外からの情報、調査に基づき行われます。社内には地域毎にリサーチを担当するアナリストがおり、このアナリストが作成したレポートをもとに投資を行っています。
- ・ エマージング債券の評価では、ブルーベイ社独自の調査に加え、エマージング各国の政府や国際通貨基金（IMF）などの国際機関の公表データ、投資銀行のリサーチ等をもとに、10項目のファンダメンタル・チェックシートを作成し、債務支払能力を評価しています。各項目に5点満点で評価を行い、10項目のチェックを行うことでバランスよく、様々な観点から債務支払能力を分析しています。
- ・ 社外情報では、エマージング各国政府の開示情報、国際通貨基金（IMF）、世界銀行などの国際機関のレポート、投資銀行のリサーチなどを利用しますが、こういった社外情報は参考資料として位置付けられており、社外情報だけで投資判断を行わず、必ず社内で分析を行ってから投資を行います。

上記運用体制は平成22年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

収益分配方針

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配対象額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定分配を継続的に行うことをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

収益分配金の支払い

「一般コース」

原則として、決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始します。お支払いは販売会社において行います。

「自動けいぞく投資コース」

原則として、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に再投資され、手数料はかかりません。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（注）収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としません。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

（5）【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されているものについては投資信託財産の純資産総額の50%を超えて取得できるものとし、それ以外のものについては投資信託財産の純資産総額の50%を超えないものとし、

株式への直接投資は行いません。

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様
に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも
加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証
されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本
を割込むことがあります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファン
ドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。
また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク（金利変動リスク）

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて公社債に投資します。
公社債の価格は、一般的には金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇
した場合は下落します。価格変動は、一般的には残存期間が長い公社債
の方が、短いものより大きくなります。また発行体が財政難や経営不安
となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無
価値となる場合もあります。実質的に組入れた公社債の価格の下落は
基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあり
ます。

また当ファンドは、先進国の債券に比べ、市場規模や取引量が比較的
小さい国・地域の公社債を実質的な投資対象としますが、そうした公
社債の価格は大きく変動することがあります。さらに流動性が低いた
め、想定する債券価格と乖離した価格で取引を行わなければならない
場合などがあり、そうしたことが基準価額の下落要因となり、その結果
投資元本を割込むことがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。

また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化（格付けの低下）、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起りやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起りやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。
- 5) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

新生インベストメント・マネジメント株式会社

1) 当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組 織	役 割 ・ 機 能
-----	-----------

運用部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。 ・ 投資ファンドおよび投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。
管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。 ・ 法令および信託約款の遵守状況をモニタリングします。

2) コンプライアンス体制

管理部（コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。）は、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

ブルーベイ社

ブルーベイ社では、リスク管理部門の専用担当を設け、専用のシステムにより以下の観点からリスク管理を行っています。

- ・ 様々な角度（モンテカルロ、ヒストリック・シミュレーション、パラメトリックなど）からのリスク分析の他、トラッキング・エラー、VaR、金利や為替のポジションにターゲット・レンジを設けて管理しています。また、ポートフォリオ全体のリスクが戦略によってどのように変動するのかをシミュレートするストレス・テストも実施しています。
- ・ 取引執行の事前、事後に当該取引が運用ガイドラインから逸脱していないかチェックしています。例えば、投資制限を越えるような取引の発注はできないといった、物理的なコントロールを行っています。

上記体制は平成22年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額）（税抜3.5%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はかかりません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額とします。

「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差引いて、残存受益者の信託財産に繰入れる金額のことをいいます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し、年1.155%（税抜1.10%）の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします（括弧内は税抜です。）。

信託報酬（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.155% (1.10%)	0.3885% (0.37%)	0.735% (0.70%)	0.0315% (0.03%)

投資先ファンドの運用報酬（純資産総額に対して年率0.80%）を加えた、実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年1.955%程度です。

信託報酬の支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）、毎計算期間終了日および信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

その他の手数料等につきましては、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

参考

当ファンドが投資対象とする米ドル建て外国投資法人「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」における手数料等

(1) 申込手数料

申込手数料はかかりません。

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はかかりません。

(3) 運用報酬等

運用報酬（年率）	投資先ファンドの純資産総額に対し0.80%
----------	-----------------------

なお、当ファンドの信託報酬（年率1.155%）に、投資対象とする投資先ファンドの運用報酬（純資産総額に対して年率0.80%）を加えた、受益者が実質的に負担する信託（運用）報酬率の概算値は以下の通りです。（申込手数料、解約留保額等は含んでおりません。）ただし、この値はあくまでも実質的な信託（運用）報酬率の目安であり、投資先ファンドの組入状況および為替相場の変動によっては、実質的にご負担いただく信託（運用）報酬率は変動します。

全体としての実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値

年1.955%程度

(4) その他の手数料等

保管報酬・登録・名義書換、支払代理人報酬・所在地事務・管理事務代行報酬（合わせて年率0.3%を上限）、その他主要な費用として、運営および管理に関する報酬（設立・登録費用、資産に対するルクセンブルグの年次税、投資先ファンドの取締役が負担した実費、弁護士報酬・監査報酬、継続登録費用、翻訳費用、目論見書作成・配布費用、株主への財務報告書類等の作成・配布費用等を含みますがこれらに限定されません。また、設立・登録費用50,000ユーロおよび投資先ファンドの設立費用は5年間を限度とする期間で償却されます。）、さらに売買仲介手数料を含むポートフォリオ組入有価証券取引関連費用、および訴訟費用等の臨時特別費用等が含まれます。

なお、償還手数料はかかりません。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

「SIM ショートターム・マザー・ファンド」

信託報酬、申込手数料および換金手数料はかかりません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。

受益者が支払いを受ける「収益分配金」のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに個別元本について

< 普通分配金と特別分配金 >

収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際：

収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内で、その下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。

収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

< 個別元本 >

各受益者の買付時の受益権の基準価額（お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

参考 個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて

< 個人投資家の場合 >

（１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。なお、当ファンドについては、配当控除の適用はありません。

（２）一部解約時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の譲渡益については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座

（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等に係る譲渡益との通算が可能です。

< 法人投資家の場合 >

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。また、法人が受け取る譲渡益に関しては、全額が法人税の課税対象となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

以下は平成22年6月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	285,628,929	97.31
親投資信託受益証券	日本	4,006,580	1.36
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)		3,888,492	1.32
合計(純資産総額)		293,524,001	100.00

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルグ	投資証券	SIM ブルーベ イ・エマー ジ ング・マー ケット・ロー カル・カレン シー・ボンド ・ファンド	31,654.982	8,679	274,744,561	9,023	285,628,929	97.31

日本	親投資信託受益証券	SIMショート ターム・マ ザー・ファン ド	3,943,873	1.0157	4,005,791	1.0159	4,006,580	1.36
----	-----------	---------------------------------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	------

（種類別および業種別の投資比率）

種類	業種	投資比率(%)
投資証券		97.31
親投資信託受益証券		1.36
合計		98.67

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

決算期末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落ち)	(分配付き)	(分配落ち)	(分配付き)
設定時（平成20年9月30日）	36		0.9999	
第1期計算期間末（平成21年5月25日）	191	191	0.9343	0.9343
第2期計算期間末（平成22年5月24日）	273	273	1.0393	1.0393
平成21年6月末日	342		0.9575	
平成21年7月末日	380		0.9930	
平成21年8月末日	388		0.9772	
平成21年9月末日	401		0.9956	
平成21年10月末日	401		1.0184	
平成21年11月末日	438		0.9997	
平成21年12月末日	446		1.0421	
平成22年1月末日	444		1.0259	
平成22年2月末日	453		1.0371	
平成22年3月末日	525		1.1325	
平成22年4月末日	454		1.1681	
平成22年5月末日	291		1.0749	
平成22年6月末日	293		1.0686	

* 純資産総額（百万円）は単位未満を切捨てて表示しています。

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間 （平成20年9月30日～平成21年5月25日）	0.0000
第2期計算期間 （平成21年5月26日～平成22年5月24日）	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1期計算期間 （平成20年9月30日～平成21年5月25日）	6.6
第2期計算期間 （平成21年5月26日～平成22年5月24日）	11.2

（注1）各計算期間の収益率とは、計算期間末の基準価額（分配金付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（注2）収益率は、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しています。

（参考）

（2010年6月末現在）

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後、信託財産留保額控除前、税引前です。

※「分配金再投資基準価額」とは、基準価額に各収益分配金（税引前）を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、委託会社が公表している基準価額とは異なります。

分配の推移

決算期	分配金
10年5月	0円
09年5月	0円
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

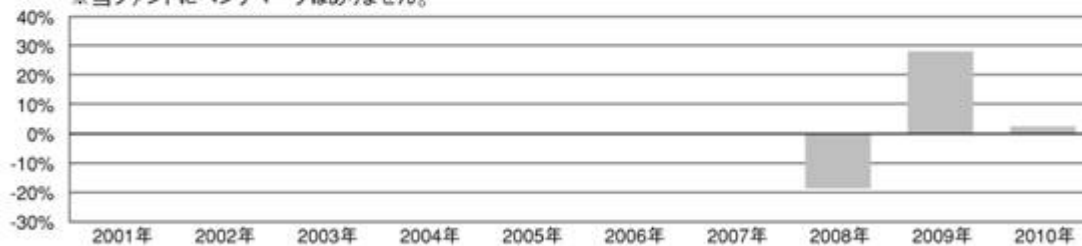
	組入上位銘柄名	利率	償還日	通貨	構成比率
1	ブラジル国債	10.00%	2012/1/1	ブラジル・レアル	9.6%
2	メキシコ国債	8.00%	2015/12/17	メキシコ・ペソ	8.1%
3	ポーランド国債	5.50%	2015/4/25	ポーランド・ズロチ	7.3%
4	マレーシア国債	5.09%	2014/4/30	マレーシア・リンギ	5.9%
5	南アフリカ国債	13.50%	2015/9/15	南アフリカ・ランド	4.7%
6	南アフリカ国債	10.50%	2026/12/21	南アフリカ・ランド	4.3%
7	メキシコ国債	8.00%	2013/12/19	メキシコ・ペソ	3.1%
8	トータル・リターン・スワップ(韓国)	5.75%	2018/9/10	韓国・ウォン	2.9%
9	メキシコ国債	9.50%	2014/12/18	メキシコ・ペソ	2.8%
10	トータル・リターン・スワップ(インドネシア)	12.80%	2021/6/15	インドネシア・ルピア	2.5%

*構成比率は投資先ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。＜暦年ベース＞

※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、税引前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2008年は設定日(9月30日)から年末までの収益率、2010年は1月から6月末までの収益率を表示しています。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

(参考)

「SIM ショートターム・マザー・ファンド」の平成22年6月末日現在の運用状況です。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	1,049,874,230	99.58
コール・ローン等、その他の資産 (負債控除後)		4,415,007	0.42
合計(純資産総額)		1,054,289,237	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

国/ 地域	銘柄名	種類別	利率(%) 償還期限	券面総額 (円)	簿価金額(円)		評価金額(円)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
日本	第98回 国庫短期証券	国債 証券	- 2010年7月5日	480,000,000	99.98	479,943,360	99.99	479,990,880	45.53
日本	第117回 国庫短期証券	国債 証券	- 2010年9月27日	220,000,000	99.97	219,936,860	99.97	219,941,700	20.86
日本	第109回 国庫短期証券	国債 証券	- 2010年8月23日	200,000,000	99.97	199,946,800	99.98	199,970,400	18.97

日本	第111回 国庫短期証券	国債 証券	- 2010年8月30日	100,000,000	99.97	99,971,600	99.98	99,982,300	9.48
日本	第114回 国庫短期証券	国債 証券	- 2010年9月13日	50,000,000	99.97	49,986,000	99.97	49,988,950	4.74

(種類別および業種別の投資比率)

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		99.58
合計		99.58

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量(口数)	解約数量(口数)
第1期計算期間 (平成20年9月30日～平成21年5月25日)	207,831,800	2,729,659
第2期計算期間 (平成21年5月26日～平成22年5月24日)	328,510,406	270,337,063

(注) 第1期計算期間の設定数量(口数)は、当初設定数量(口数)を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込手続き

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申込みが可能です。
- 2) 原則として、午後3時までには、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替えを行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込受付日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ルクセンブルグの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

ニューヨークの銀行休業日

申込単位

申込単位につきましては、販売会社または下記の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

受付時間 営業日の9時～17時

コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」

お申込みの際に、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みください。

「自動けいぞく投資コース」

お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されません。手数料はかかりません。

申込価額と金額

- 1) 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 2) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- 3) お申込金額は、販売会社の指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。
申込手数料

- 1) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- 2) 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

換金申込手続き

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。
- 2) 原則として、午後3時までには、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

換金の申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金の申込みを受益者がするときには、振替受益権をもって行うものとします。

換金申込不可日

販売会社の営業日であっても、換金申込受付日が下記のいずれかに該当する場合は、換金申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ルクセンブルクの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

ニューヨークの銀行休業日

換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。

換金単位

販売会社が定める単位をもって換金できます。

販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰入れられます。

支払開始日

お手取額は、原則として解約請求受付日から起算して、7営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。

解約申込みの受付の中止、既に受付けた解約申込みの受付の取消し

- 1) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取消することができます。
- 2) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約の請求を受けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受付けることができる日とします。）に解約の請求を受付けたものとして取扱います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

- 1) 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- 2) 当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。
ファンドの主な投資対象の評価基準
 - 1) ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」投資証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の基準価額で評価します。
 - 2) 証券投資信託である「SIM ショートターム・マザー・ファンド」受益証券は、原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
 - 3) 外貨建て資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
 - 4) 有価証券の評価基準、信託財産に属する資産については、法令および社団法人投

資信託協会規則にしたがって時価評価します。

- 5) 予約為替は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の算出頻度と公表

- 1) 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- 2) 基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

受付時間 営業日の9時～17時

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

原則、無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年5月24日から翌年5月23日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益権の口数が30億口を下回るようになった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務

を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、後述の「書面決議」の規定は適用され、書面決議で可決された場合、存続します。

二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

1) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から受益者に支払います。

2) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドの併合（以下「併合」といいます。）を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行います（後述の「書面決議」をご覧ください。）。

3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2) 受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。

5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合に係る他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、他のファンドとの併合を行うことはできません。

6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行う場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託者は毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

関係法人との契約について

販売会社との「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金・償還金受領権

- 1) 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、所有する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- 2) ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。ただし、第1期計算期間（平成20年9月30日（設定日）から平成21年5月25日まで）の財務諸表については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに「投資信託財産の計算に関する規則」に基づき、第2期計算期間（平成21年5月26日から平成22年5月24日まで）の財務諸表については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに「投資信託財産の計算に関する規則」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成20年9月30日（設定日）から平成21年5月25日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受け、第2期計算期間（平成21年5月26日から平成22年5月24日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、従来から当ファンドが監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

1【財務諸表】

エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 （平成21年5月25日現在）	第2期 （平成22年5月24日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	-	148,549,500
コール・ローン	76,632,395	11,064,441
投資証券	114,006,116	263,626,387
親投資信託受益証券	1,001,156	4,005,791
派生商品評価勘定	331,890	226,750
未収利息	104	15
流動資産合計	191,971,661	427,472,884
資産合計	191,971,661	427,472,884
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	150,748,011
未払受託者報酬	5,067	70,698
未払委託者報酬	180,727	2,521,541
その他未払費用	164,103	519,120
流動負債合計	349,897	153,859,370
負債合計	349,897	153,859,370
純資産の部		
元本等		
元本	205,102,141	263,275,484
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	13,480,377	10,338,030
純資産合計	191,621,764	273,613,514
負債純資産合計	191,971,661	427,472,884

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期 （自平成20年 9 月30日（設定 日） 至平成21年 5 月25日）	第 2 期 （自平成21年 5 月26日 至平成22年 5 月24日）
営業収益		
受取配当金	3,459,509	75,822,244
受取利息	3,080	4,489
有価証券売買等損益	4,791,790	514,330
為替差損益	4,410,632	17,450,827
営業収益合計	3,843,747	58,890,236
営業費用		
受託者報酬	14,487	128,558
委託者報酬	516,426	4,585,281
その他費用	926,752	1,483,003
営業費用合計	1,457,665	6,196,842
営業利益又は営業損失（ ）	2,386,082	52,693,394
経常利益又は経常損失（ ）	2,386,082	52,693,394
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,386,082	52,693,394
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	557,959	36,646,110
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	13,480,377
剰余金増加額又は欠損金減少額	58,962	8,183,538
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	58,962	8,183,538
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,483,380	412,415
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,483,380	412,415
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	13,480,377	10,338,030

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期 (自平成20年9月30日(設定日) 至平成21年5月25日)	第2期 (自平成21年5月26日 至平成22年5月24日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	<p>(1)投資証券 同左</p> <p>(2)親投資信託受益証券 同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。</p>	<p>為替予約取引 同左</p> <p>同左</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>同左</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>(1)受取配当金 投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。予想配当金額を計上した場合は、入金時に入金額との差額を計上しております。</p> <p>(2)為替予約取引による為替損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>	<p>(1)受取配当金 同左</p> <p>(2)為替予約取引による為替損益の計上基準 同左</p>

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。	(1) 外貨建資産等の会計処理 同左
	(2) ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年5月24日から翌年5月23日までとしておりますが、第1期計算期間は期首が設定日であり、また当計算期間末日及びその翌日が休業日のため、平成20年9月30日から平成21年5月25日までとなっております。	(2) ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年5月24日から翌年5月23日までとしておりますが、第1期計算期間末日及びその翌日が休業日であり、また第2期計算期間末日が休業日のため、平成21年5月26日から平成22年5月24日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (平成21年5月25日現在)	第2期 (平成22年5月24日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	205,102,141口	263,275,484口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	13,480,377円	-
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9343円 (9,343円)	1.0393円 (10,393円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 (自平成20年9月30日(設定日) 至平成21年5月25日)	第2期 (自平成21年5月26日 至平成22年5月24日)
1. 分配金の計算過程 計算期間末における経費控除後の配当等収益(2,315,696円)、経費控除後の有価証券売買等損益(628,345円)、及び収益調整金(2,560,110円)より、分配対象収益は5,504,151円(1口当たり0.0268円)ですが、当期に分配した金額はありません。	1. 分配金の計算過程 計算期間末における経費控除後の配当等収益(37,008,285円)、経費控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(14,451,223円)、及び分配準備積立金(1,440,889円)より、分配対象収益は52,900,397円(1口当たり0.2009円)ですが、当期に分配した金額はありません。
2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額 同左

(金融商品に関する注記)

第2期計算期間より「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1 金融商品の状況に関する事項

第1期 (自平成20年9月30日(設定日) 至平成21年5月25日)	第2期 (自平成21年5月26日 至平成22年5月24日)
-	<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
-	<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、親投資信託受益証券、デリバティブ取引、預金、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、原則として外貨の送金及び将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。</p>
-	<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>

2 金融商品の時価等に関する事項

第1期 (平成21年5月25日現在)	第2期 (平成22年5月24日現在)
-	<p>1 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>

-	<p>2 時価の算定方法</p> <p>投資証券、親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引 デリバティブ取引については、（その他の注記）の「3デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>預金、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
-	<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
-	<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額</p> <p>金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。</p>

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 （自平成20年9月30日（設定日） 至平成21年5月25日）	第2期 （自平成21年5月26日 至平成22年5月24日）
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第1期 （自平成20年9月30日（設定日） 至平成21年5月25日）	第2期 （自平成21年5月26日 至平成22年5月24日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第1期 （平成21年5月25日現在）	第2期 （平成22年5月24日現在）
期首元本額	36,576,279円	205,102,141円
期中追加設定元本額	171,255,521円	328,510,406円
期中一部解約元本額	2,729,659円	270,337,063円

2 有価証券関係

第1期（平成21年5月25日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	114,006,116	5,236,911
親投資信託受益証券	1,001,156	1,156
合計	115,007,272	5,238,067

第2期（平成22年5月24日現在）

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	8,277,798
親投資信託受益証券	4,635
合計	8,273,163

3 デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

第1期 （自平成20年9月30日（設定日） 至平成21年5月25日）	第2期 （自平成21年5月26日 至平成22年5月24日）
1. 取引の内容 利用している取引は、通貨関連で為替予約取引であります。	-
2. 取引に対する取組方針 為替予約取引は、外貨の送還金を目的とする他、ファンドの運用の効率化を図るため、将来の為替変動リスクの回避目的に限定せずに利用する場合があります。但し、投機目的の取引は行わない方針であります。	-
3. 取引の利用目的 為替予約取引は、原則として、外貨の送還金及び将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。	-
4. 取引に係るリスクの内容 利用している取引については、市場リスクすなわち為替相場の変動リスクがあります。なお、取引の相手方の契約不履行によるリスクは極めて少ないものであると認識しております。	-
5. 取引に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部トレーディング室が決裁担当者の承認を得て行っております。また、管理部門が日々遵守状況を確認し、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	-

6.取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項における契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。	-
--	---

取引の時価等に関する事項

第1期（平成21年5月25日現在）

通貨関連

区分	種類	契約額等 (円)	契約額等の うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	73,401,510	-	73,733,400	331,890
合計		73,401,510	-	73,733,400	331,890

(注) 時価の算定方法

国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

第2期（平成22年5月24日現在）

通貨関連

区分	種類	契約額等 (円)	契約額等の うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	148,759,750	-	148,533,000	226,750
合計		148,759,750	-	148,533,000	226,750

(注1) 時価の算定方法

国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考
投資証券	SIM BlueBay Emerging Market Local Currency Bond Fund	29,852.238	2,928,206.02	
	米ドル 小計	29,852.238	2,928,206.02 (263,626,387)	
親投資信託 受益証券	SIM ショートターム・マザー・ ファンド	3,943,873	4,005,791	
	日本円 小計	3,943,873	4,005,791	
合計			267,632,178 (263,626,387)	

(注) 1.米ドル小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.通貨の表示は、外貨については米ドル単位、邦貨については円単位で表示しております。

4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率(注)	有価証券の合計額 に対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	96.3%	98.5%
合計		96.3%	98.5%

(注)組入時価の純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引関係注記に記載したとおりであります。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

(参考)

本書の開示対象ファンド（エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）、以下「当ファンド」といいます。）は、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」の投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同外国投資法人の投資証券です。主要投資対象である同外国投資法人の計算期間末日（平成22年6月30日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資法人の財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を管理会社より入手する予定です。よって、現時点では平成21年6月30日に終了した計算期間の財務諸表を記載しています。

また、当ファンドは、「SIM ショートターム・マザー・ファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券です。当ファンドの、計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりです。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象ではありません。

[次へ](#)

SIM ショートターム・マザー・ファンドの状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成22年5月24日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	204,254,088
国債証券	1,049,864,170
未収利息	279
流動資産合計	1,254,118,537
資産合計	1,254,118,537
負債の部	
流動負債	
未払金	199,945,600
流動負債合計	199,945,600
負債合計	199,945,600
純資産の部	
元本等	
元本	1,037,827,453
剰余金	
剰余金	16,345,484
純資産合計	1,054,172,937
負債純資産合計	1,254,118,537

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成21年5月26日 至平成22年5月24日)
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成22年5月24日現在)
1. 計算日における受益権総数	1,037,827,453口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0157円 (10,157円)

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(自平成21年5月26日 至平成22年5月24日)

1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

(平成22年 5月24日現在)	
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2 時価の算定方法 国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	
4 金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。	

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成21年 5月26日 至平成22年 5月24日)
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自平成21年5月26日 至平成22年5月24日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	（平成22年5月24日現在）
同計算期間の期首元本額	1,014,184,654円
同計算期間中の追加設定元本額	23,642,799円
同計算期間中の一部解約元本額	-円
同計算期間末日の元本額	1,037,827,453円
上記元本額の内訳	
エマージング・カレンシー・債券ファンド（毎月分配型）	993,296,826円
新生・トロイカ ロシアファンド	19,900,786円
エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）	3,943,873円
農産物指数ファンド	985,416円
中国インド・ダイナミック・グロース・ファンド	19,700,552円

2 有価証券関係

（平成22年5月24日現在）

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	164,050
合計	164,050

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成21年5月26日）から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

（平成22年5月24日現在）

本マザーファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（3）附属明細表

（平成22年5月24日現在）

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考 （償還年月日）
----	----	-------------	------------	---------------

国債 証券	第90回国庫短期証券	100,000,000	99,998,100	2010年5月31日
	第93回国庫短期証券	50,000,000	49,997,250	2010年6月14日
	第97回国庫短期証券	220,000,000	219,978,660	2010年6月28日
	第98回国庫短期証券	480,000,000	479,943,360	2010年7月5日
	第109回国庫短期証券	200,000,000	199,946,800	2010年8月23日
合計		1,050,000,000	1,049,864,170	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

運用会社の取締役の報告書

取締役の責任

本ファンドの連結財務諸表は、取締役会の監督の下で管理者であるBBH（Brown Brothers Harriman）が作成します。ルクセンブルグの法律および規則に従って、取締役は、財務諸表の作成および適正表示に関する適切な内部統制が本ファンドのサービス・プロバイダーにより適切に実施されるよう、また財務諸表の作成に関して行われた会計上の判断ないし見積もりに関する監督を行うために適切な措置を講じています。取締役会は、これらの要求を完全に充足しているものと確信しています。

取締役会

ルクセンブルグ、2009年10月12日

独立監査人の報告書

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンドの株主各位

我々は、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンドおよびその各サブ・ファンドの添付の連結財務諸表の監査を行いました。これらの連結財務諸表は、2009年6月30日時点の結合純資産計算書ならびに投資明細表、同日に終了した年度についての結合損益計算書および結合純資産変動計算書、重要な会計方針の概要、財務諸表へのその他の注記から構成されます。

連結財務諸表に対するSICAV-FISの取締役会の責任

SICAV-FISの取締役会は、連結財務諸表の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、これらの連結財務諸表を作成し適正に表示する責任を負います。この責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽表示のない連結財務諸表の作成および適正表示に関する内部統制の設計、実施および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積もりを行うことが含まれます。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの連結財務諸表に対して意見を表明することです。我々は、「公認監査人協会」（“Institut des Réviseurs d’Entreprises”）によって適用された国際監査基準に従って監査を実施しました。当該基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務諸表に重大な虚偽表示がないか否かについての合理的な確証を得るための監査を計画し実施することを我々に要求しています。

監査には、連結財務諸表の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続きの実行が含まれます。選択されるこの手続きは、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務諸表上の重大な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠しています。それらのリスク評価において、監査人は、状況に適合する監査手続きを立案するため、事業体の財務諸表の作成および適正表示に関する内部統制について考慮しますが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではありません。

監査はまた、SICAV-FISの取締役会が採用した会計方針の妥当性および行った会計上の見積もりの合理性についての評価と共に、連結財務諸表の全体的な表示に関する評価も含んでいます。

我々は、我々が収集した監査証拠が我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信しています。

意見

我々の意見では、これらの連結財務諸表は、2009年6月30日時点のブルーベイ・ストラクチャード・ファンドおよびその各サブ・ファンドの財政状態、ならびに同日に終了した年度についての経営成績および純資産の変動を財務諸表の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って真実かつ公正に表示しています。

その他の事項

本年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に課された責務との関連において検討されたものですが、これらは上述の監査基準に準拠して実施された特定の監査手続きの対象ではありません。従って、我々はこれらの情報に対して意見を表明するものではありませんが、連結財務諸表との関連で全体として見た場合、これらの情報に関して指摘事項はありません。

ブライスウォーターハウスクーパース S. ルクセンブルグ、2009年10月12日
 à .r.l.

監査人代表
 Didier Prime

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・
 ボンド・ファンド
 (Société d'Investissement à Capital Variable-Fonds d'Investissement Spécialisé)
 2009年6月30日時点の投資明細表およびその他純資産

証券銘柄	利率	償還日	通貨	額面金額 (000)	評価額 米ドル	純資産 比率 (%)
------	----	-----	----	---------------	------------	------------------

公認取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券

債券

アルゼンチン

Republic of Argentina, VRB	2.45%	2035/12/15	ARS	992,394	10,916,332	1.04
----------------------------	-------	------------	-----	---------	------------	------

ブラジル

Brazil Notas do Tesouro Nacional - Serie F	10.00%	2012/1/1	BRL	161,700	84,452,385	8.07
Brazil Notas do Tesouro Nacional - Serie F	10.00%	2014/1/1	BRL	101,537	50,359,155	4.81

Federal Republic of Brazil	10.25%	2028/1/10	BRL	24,800	12,527,809	1.20
					<u>147,339,349</u>	<u>14.08</u>
コロンビア						
Republic of Columbia	12.00%	2015/10/22	COP	15,467,000	8,235,098	0.79
ハンガリー						
Hungary Government Bond	5.50%	2014/2/12	HUF	1,146,940	5,016,346	0.48
Hungary Government Bond	6.00%	2023/11/24	HUF	420,220	1,577,266	0.15
Hungary Government Bond	6.50%	2019/6/24	HUF	7,544,570	31,161,954	2.98
Hungary Government Bond	6.75%	2013/2/12	HUF	79,000	371,469	0.04
Hungary Government Bond	6.75%	2017/2/24	HUF	2,121,220	9,188,373	0.88
Hungary Government Bond	7.50%	2020/11/12	HUF	2,500,720	11,060,102	1.06
Hungary Government Bond	8.00%	2015/2/12	HUF	5,293,880	25,264,437	2.42
					<u>83,639,947</u>	<u>8.01</u>
インド						
European Investment Bank	0.00%	2013/4/24	IDR	9,808,650	668,852	0.06
アイルランド						
Depfa Bank, Plc.	5.00%	2010/4/20	PLN	8,200	2,202,289	0.21
Depfa Bank, Plc.	6.75%	2012/5/9	RON	26,695	6,197,697	0.59
					<u>8,399,986</u>	<u>0.80</u>
ルクセンブルグ						
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank	6.88%	2010/11/29	USD	1,780	1,797,438	0.17
SB Capital, SA	5.93%	2011/11/14	USD	1,780	1,780,000	0.17
VTB Capital, SA	6.33%	2010/3/15	GBP	1,780	2,913,072	0.28
VTB Capital, SA	6.61%	2012/10/31	USD	1,780	1,682,100	0.16
VTB Capital, SA	7.50%	2011/10/12	USD	1,630	1,627,881	0.16
					<u>9,800,491</u>	<u>0.94</u>
マレーシア						
Malaysia Government Bond	5.09%	2014/4/30	MYR	75,020	22,538,014	2.15
メキシコ						
Mexican Bonos	8.00%	2013/12/19	MXN	79,410	6,221,194	0.59

Mexican Bonos	8.00%	2015/12/17	MXN	521,360	40,076,010	3.83
Mexican Bonos	9.50%	2014/12/18	MXN	604,500	50,159,996	4.80
					96,457,200	9.22
ポーランド						
Poland Government Bond	5.75%	2022/9/23	PLN	104,178	30,699,789	2.94
南アフリカ共和国						
South Africa Government Bond	13.50%	2015/9/15	ZAR	650,929	104,363,692	9.98
国際機関						
International Bank for Reconstruction & Development	13.63%	2017/5/9	TRY	2,437	1,599,751	0.15
トルコ						
Republic of Turkey	10.00%	2012/2/15	TRY	29,873	20,065,429	1.92
Republic of Turkey	14.00%	2011/1/19	TRY	18,737	12,599,190	1.20
Turkey Government Bond	0.00%	2011/2/2	TRY	103,880	56,482,130	5.40
					89,146,749	8.52
米国						
Citigroup Funding Inc.	0.00%	2015/10/29	USD	6,000	6,261,954	0.60
Citigroup Funding Inc.	0.00%	2020/7/27	COP	36,050,000	20,520,409	1.96
Citigroup Funding Inc.	10.80%	2009/10/9	USD	8,500	8,992,150	0.86
Jp Morgan Chase & Co.	0.00%	2017/10/4	IDR	35,500	5,944,898	0.57
Jp Morgan Chase & Co.	0.00%	2012/4/12	TRY	13,504,220	931,120	0.09
Jp Morgan Chase & Co.	6.00%	2012/10/10	PHP	516,400	9,976,043	0.95
Jp Morgan Chase & Co.	8.00%	2012/7/9	INR	147,500	3,128,275	0.30
Jp Morgan Chase & Co., FRB	17.62%	2011/6/20	RUB	574,000	16,916,034	1.62
					72,670,883	6.95
債券合計					686,476,133	65.63
公認取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券					686,476,133	65.63
その他の有価証券						
リバース・レポ契約						

米国						
United States Treasury Note 2.125% 2010/1/31	0.15%	2010/6/24	USD	50,000	50,000,000	4.78
United States Treasury Note 2.875% 2010/6/30	0.08%	2010/5/12	USD	80,002	80,002,031	7.65
United States Treasury Note 4.125% 2015/5/15	0.09%	2010/5/20	USD	86,385	86,385,000	8.26
					216,387,031	20.69
リバース・レポ契約合計						
					216,387,031	20.69
トータル・リターン・スワップ						
ブラジル						
Brazil Notas do Tesouro National-Serie F	10.00%	2014/1/1	BRL	26,620	13,202,682	1.26
Brazil Notas do Tesouro National-Serie F	10.00%	2017/1/1	BRL	26,805	12,580,401	1.20
					25,783,083	2.46
コロンビア						
Colombian TES	9.25%	2012/8/15	COP	35,467,400	18,678,894	1.79
Titulos De Tesoreria B	13.50%	2014/9/12	COP	21,950,188	13,157,953	1.26
					31,836,847	3.05
インドネシア						
Republic of Indonesia	10.25%	2022/7/15	IDR	50,000,000	4,445,261	0.43
Republic of Indonesia	10.25%	2027/7/15	IDR	81,500,000	6,926,402	0.66
Republic of Indonesia	11.00%	2020/11/15	IDR	21,500,000	2,074,700	0.20
Republic of Indonesia	11.00%	2025/9/15	IDR	20,000,000	1,822,190	0.17
Republic of Indonesia	12.80%	2021/6/15	IDR	83,002,000	8,903,962	0.85
					24,172,515	2.31
トータル・リターン・スワップ合計						
					81,792,445	7.82
その他の有価証券合計						
					298,179,476	28.51
投資合計						
					984,655,609	94.03

（取得原価966,806,399
米ドル）

その他の資産および負債	61,319,918	5.97
純資産合計	1,045,975,527	100.00

略称：

VRB - 変動金利債

FRB - 変動利付債

S/U - ステップアップ債

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

	注記	ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド 米ドル
資産		
投資証券（時価）	2	984,655,609
先物外国為替契約にかかる未実現利益	2,10	9,295,264
金利スワップおよび通貨スワップにかかる未実現利益	2,10	4,527,046
銀行預金		40,295,632
株式引受未収金		220,000
未収分配金および未収利息		12,551,959
資産合計		1,051,545,510
負債		
トータル・リターン・スワップにかかる未実現損失	2,10	1,134,161
未払取締役報酬	6	2,146
ルクセンブルグの年次税（Taxe d'abonnement）	3	36,904
未払運用顧問報酬	5	684,847
未払専門家報酬		45,420
未払分配金		3,212,008
未払費用およびその他の未払金		454,497
負債合計		5,569,983
純資産合計		1,045,975,527

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブ
 ルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・
 カレンシー・ボンド・ファンド
 米ドル

注記

利益

源泉徴収税控除後利息	2	97,607,021
銀行金利		401,886
その他の利益		6,341
総利益		98,015,248

費用

運用顧問報酬	5	8,602,756
ルクセンブルグの年次税（Taxe d'abonnement）	3	105,516
保管管理報酬		1,458,105
専門家報酬		62,871
利払費用		4,594,886
取締役報酬	6	3,734
その他費用		1,028,014
総費用		15,855,882
純投資利益		82,159,366

投資証券およびオプションにかかる実現純利益 / (損失)	2	(225,314,330)
金利スワップおよび通貨スワップにかかる実現純利益 / (損失)		6,656,967
先物外国為替契約にかかる実現純利益 / (損失)		25,535,855
実現純利益 / (損失)		(110,962,142)

投資証券およびオプションにかかる未実現評価益 / (評価損) の純変動額		25,895,329
先物外国為替契約にかかる未実現評価益 / (評価損) の純変動額		5,161,652
金利スワップおよび為替スワップにかかる未実現評価益 / (評価損) の純変動額		21,806,853
トータル・リターン・スワップにかかる未実現評価益 / (評価損) の純変動額		(1,134,161)
当期本年度実績		(59,232,469)

株式取引

株式取引にかかる純引受額		63,701,919
株式取引にかかる償還額		(163,030,000)
分配金		(75,220,640)
当期純資産の増加 / (減少)		(233,781,190)
当期首純資産		1,279,756,717

当期末純資産合計

1,045,975,527

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

総経費率

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド（2009年6月30日）

- ベースクラス I 0.95%

発行済口数

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド（2009年6月30日）

- ベースクラス I ドル - 10,411,696

統計情報

純資産合計

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド（2009年6月30日）

- ベースクラス I ドル - 1,045,975,527

一株当たり純資産価格

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド（2009年6月30日）

- ベースクラス I ドル - 100.46

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド

会社型投資信託（Société d'Investissement à Capital Variable-Fonds d'Investissement Spécialisé）

2009年6月30日時点の財務諸表への注記

1. 一般情報

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド（「本ファンド」）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて会社型投資信託（Société d'investissement à Capital Variable（SICAV））として組織された有限責任会社で、2005年5月19日に設立されました（存続期間は無期限）。本ファンドは、2007年2月13日法に

基づく専門投資ファンド（SICAV、SICAV-FIS形式における専門投資ファンド）として承認されています。

本ファンドは、1991年7月19日法に基づいて設立されましたが、この法律は2007年2月13日付で廃止され、その日以降、本ファンドは、専門投資ファンドに関する2007年2月13日法の適用を受けます。

本ファンドは投資の選択機会を提供しており、現在は、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：エマージング・マーケット・ポータブル・アルファ・ファンドおよびブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・イールド・ポータブル・アルファ・ファンド（いずれも2006年2月8日に販売開始）、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド（2006年7月3日に販売開始）、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・イールド・エンハンスド・ファンド（2007年9月25日に販売開始）ならびにブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・インカム・ローン・ファンド（2008年11月11日に販売開始）の5サブ・ファンドが存在します。

2. 重要な会計方針

結合財務諸表は、ルクセンブルグの規制当局の要求に従って作成され、ユーロで表示されます。

下記は、各サブ・ファンドが採用した重要な会計方針の概要です。

a) 有価証券の評価額

証券取引所に上場されているまたは証券取引所で売買される有価証券の評価額は、決算日時点の入手可能な直近の終値、また場合に依りて、証券取引所（通常は当該証券の主要市場）における平均価格に基づいて評価され、またその他の規制市場で取引される各有価証券は、上場有価証券に利用される方法と可能な限り同様の方法で評価されます。非上場有価証券、証券取引所やその他の規制市場で取引・売買されていない有価証券、評価額が入手できないその他の市場での上場・非上場有価証券、または相場価格が適正市場価格を表さない有価証券に関しては、その評価額は、予測可能な購入・売却価格に基づいて取締役会により慎重かつ誠実に決定されます。

b) 先物外国為替契約

先物外国為替契約のポジションは、当該評価日時点の実勢先物為替レートに基づいて評価され、その結果としての未実現評価益 / 評価損が純資産計算書に記載されます。満期が到来した先物外国為替契約にかかる実現利益 / 損失は、損益および純資産変動計算書に記載されます。

c) 投資有価証券の売却に関する実現利益および損失

投資有価証券の売却に関する利益および損失は、平均原価に基づいて算定されます。

d) 外貨換算

各サブ・ファンドの報告通貨以外の通貨建ての投資ならびにその他の資産および負債の市場価格は、2009年6月30日時点の為替レート（1ユーロ：1.40265米ドル）で換算されています。各サブ・ファンドの報告通貨以外の通貨建ての経費は、取引日の為替レートで換算されています。

これらの項目の換算による為替差損益を考慮に入れて、運用実績が判断されます。

e) クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップの価格は、市場実勢のパー・マーケット・スワップと比較することにより決定されるものとします。パー・マーケット・スワップは元本の交換を行わずに市場で即日開始可能なスワップであり、その売買スプレッドは、スワップの市場価格がゼロに等しくなる値となります。当初のデフォルトとパー・マーケット・スワップの間のスプレッドは、アニュイティとして関連リスク調整済み割引率を使用して割引かれます。パー・マーケット・スワップ・レートは、市場の当事者のクロスセクションから得られます。

f) 投資からの収入

金利収入は、日次ベースで計上されます。

g) レポ契約およびリバース・レポ契約

本ファンドは、両当事者が契約上の取り決めにおいて設定した価格および期間で売却された有価証券を取得者から買い戻す権利または義務を売り手に留保する条項を盛り込んだ有価証券の購入・売却から成るレポ契約を補助的に締結することができます。

本ファンドは、レポ契約において買い手または売り手のいずれかとして行動することができます。

レポ契約およびリバース・レポ契約は、額面金額で評価されます。

h) オプション取引

本ファンドに代わって投資マネージャーは、プット・オプションおよびコール・オプションを購入することができます。オプションが行使されるか否かにかかわらず本ファンドがプレミアムを支払うという点がオプションの購入に伴うリスクとなります。更に、本ファンドは、プレミアムの損失および市場価格の変動のリスクを負います。

プット・オプションおよびコール・オプションの購入は、ポートフォリオの有価証券と同じ方法で会計処理されます。

i) 設立費用

本ファンドの設立費用は、5年間にわたり定額法で償却されます。これらの費用は、当初のサブ・ファンド2本の間で均等に分割されます。それ以降の各サブ・ファンドは、それぞれの設立費用を負担します。

j) ターム・ローン

SICAVIは、金融市場商品としての資格を有するターム・ローンに投資することが可能です。その評価額は、予想購入・売却価格に基づいて取締役会により慎重かつ誠実に決定されます。

k) 金利スワップ

金利スワップは、計算基準となる想定元本に基づく通常は交換されない支払金利（通常、固定/変動）と、他の支払金利を交換することに当事者同士が合意した二者間契約です。

l) トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップは、計算基準となる想定元本に基づく一組の支払利子と投資先資産の全パフォーマンスを交換することに、当事者同士が合意した二者間契約です。従って、その価格は予想購入・売却価格に基づいて、取締役会が慎重かつ誠実に決定します。交換される名目上のトータル・リターン・スワップは、投資明細表およびその他純資産において開示されます。交換対象ではない名目上のトータル・リターン・スワップは、連結財務諸表に対する注記において開示されます。

3. 税務上の取り扱い

現在の法律および慣習の下では、本ファンドにルクセンブルグの税金は課されません。また、本ファンドが支払う分配金にルクセンブルグの源泉徴収税は課されません。しかしながら、本ファンドは、ルクセンブルグにおいて、その純資産に関して年0.01%のルクセンブルグの年次税（"taxe d'abonnement"）を課され、この税金は四半期ごとに支払われるもので、該当する四半期末の本ファンドの純資産の評価総額を基に計算されます。この税金は、本ファンドの資産のうち、その他のルクセンブルグの集団投資事業に投資された部分には適用されません。設立時に1回のみ支払われた1,250ユーロの税金以外は、本ファンドの株式発行に際して、ルクセンブルグにおいては印紙税その他の税金は課されません。

本ファンドの資産の実現・未実現キャピタル・ゲインに対しては、ルクセンブルグでは税金は課されません。

本ファンドが受領した金利収入は、発生国の回収不能の源泉徴収税の対象となる可能性があります。

投資家は、国籍国または居住国の法律に基づいて適用される課税に関しては専門アドバイザーに相談してください。

4. 分配方針

各サブ・ファンドおよび各クラスの方針としては、すべての収益およびキャピタル・ゲインを再投資するため、分配金の支払いは行いません。しかし、取締役会は、いずれの会計年度においても、分配金の支払を行うことが適切であると取締役会が考える場合には、年次総会において各サブ・ファンドまたは各クラスの株主に対して、各サブ・ファンドまたは各クラスの当期における純投資収益の全部または一部から分配金を支払うよう提案することもできます。取締役会は、当該分配金を控除した後のファンドの資本金がルクセンブルグの法律が要求する最低資本金を上回る場合にのみ、分配金の支払いを提案することができます。ブルーベイ・ストラクチャード・ファンドの株主に対して、2008年7月1日から2009年6月30日までの期間の分配金が支払われました。

2008年8月14日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラスIに関して1株当たり0.7863米ドル

2008年9月12日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラスIに関して1株当たり0.2173米ドル

2008年10月14日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラスIに関して1株当たり0.77501米ドル

2008年11月14日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラスIに関して1株当たり0.3643米ドル

2008年12月12日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケッ

ト・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラスIに関して1株当たり0.0623米ドル
 2009年1月15日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラスIに関して1株当たり1.0464米ドル
 2009年2月13日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラスIに関して1株当たり0.1693米ドル
 2009年3月13日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラスIに関して1株当たり0.3408米ドル
 2009年4月14日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラスIに関して1株当たり1.8512米ドル
 2009年5月15日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラスIに関して1株当たり0.4993米ドル
 2009年6月15日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラスIに関して1株当たり0.3516米ドル
 2009年7月14日に、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ベースクラスIに関して1株当たり0.3085米ドル

5. 運用顧問報酬

本ファンドは、ブルーベイ・アセット・マネジメント・ピーエルシーと契約を締結し、その契約に基づいて同社は投資マネージャー兼アドバイザーに任命されました。ブルーベイ・アセット・マネジメント・ピーエルシーは、英国で設立され、金融サービス庁（FSA）による認可・規制を受けています。本ファンドは、投資マネージャー兼アドバイザーに対して、運用中の各サブ・ファンドまたは各クラスの純資産の一定の割合として計算される運用顧問報酬を支払います。投資マネージャー兼アドバイザーの報酬は、各評価日に発生し、下記の利率で毎月後払いで支払われます。

サブ・ファンド	株式クラス	利率
ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド： SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド	ベースクラスI	0.80%

運用会社は、ファンドの英文目論見書に記載される費用を超過した実際の管理費用をサブ・ファンドに課することに同意しています。

6. 取締役の報酬

取締役の報酬は、1人当たり年間5,000ユーロであり、次の年次総会での株主の承認を必要とします。投資マネージャー兼アドバイザーに任命された本ファンドのオフィサーである取締役会の各メンバーは、取締役の報酬を放棄しています。

7. 関係者との取引

本ファンドの取締役であるNicholas Williamsは、本ファンドの投資マネージャー兼アドバイザーに任命されたブルーベイ・アセット・マネジメント・ピーエルシーの最高財務責任者兼取締役です。投資マネージャー兼アドバイザーに対して行われるすべての支払いの詳細については、上記の注記5および注記6に記載されています。

本ファンドの取締役であるClaude Niednerは、ルクセンブルグの本ファンドのリーガル・アドバイザーであるArendt & Medernachのパートナーです。Arendt & Medernachに対するすべての支払いは、実際に提供されるサービスに対するものです。

8. ポートフォリオ構成の変動報告書

2009年6月30日に終了した年度に関する投資のポートフォリオの変動を示す報告書は、本ファンドの登記上の事務所から無料で入手することができます。

9. 成功報酬

投資家が成功報酬支払株式クラスの株式を購入した場合、投資マネージャーおよびアドバイザーは、株主が所有する株式に基づいて計算される成功報酬を受け取る権利を有します。各持ち株に関する成功報酬は日次で計算され、12ヶ月終了時の各期間に対して、6月の最終水曜日（以下「計算期間」といいます。）に支払われます。

各計算期間に対する各持ち株の成功報酬は、一株当たり基準累積相対利益を上回る計算期間中の一株当たり累積相対利益における上昇分の20%です。

一株当たり基準累積相対利益は、株式発行時点の一株当たり累積相対利益の中で最も大きく、かつ、かかる持ち株が所有されていた期間のいずれの前計算期間末（もしあれば）に達成された一株当たり累積相対利益が最も高いものとします。

成功報酬は株式クラスごとに計算され、サブ・ファンドにより投資マネージャーおよびアドバイザーに支払われます。詳細はファンドの英文目論見書の成功報酬の項をご参照下さい。

10. 投資取引

各サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ管理を目的として、また市場リスクをヘッジするために、金融先物契約およびオプション取引を含めて様々なポートフォリオ戦略を実施します。また各サブ・ファンドは、債券・株式指数や指数ポートフォリオに関するオプション取引も行うことができます。各サブ・ファンドは、通貨オプション、先物契約および先物外国為替契約を利用することによって、ファンドの基準通貨である各通貨に不利な為替レートの変動に対して投資のヘッジを図ることができます。

各サブ・ファンドは、金利変動をヘッジする目的で、金利先物契約の売却、金利のコール・オプションの売却またはプット・オプションの購入、あるいはスワップ契約の締結を行うことができます。

a) 先物外国為替契約

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド

(2009年6月30日現在)

先物	購入		売却	償還日	未実現利益/ (損失) (米ドル)
USD	3,294,118	KZT	(419,176,471)	2009/10/8	543,425
KZT	419,176,471	USD	(2,721,925)	2009/10/8	40,768
USD	7,199,425	KZT	(971,922,375)	2009/11/16	824,847
KZT	971,922,375	USD	(6,222,294)	2009/11/16	152,284
USD	3,354,118	KZT	(451,631,942)	2009/11/13	390,877
KZT	451,631,942	USD	(2,895,077)	2008/11/13	68,164
RUB	383,355,000	USD	(10,500,000)	2009/7/23	1,742,314
USD	8,400,000	RUB	(266,280,000)	2009/7/23	(103,563)
RUB	374,104,000	USD	(10,100,000)	2009/7/27	1,833,300
EUR	4,400,000	LTL	(15,873,000)	2009/9/1	(131,413)
EUR	4,400,000	LTL	(15,978,600)	2009/10/1	(82,390)
EUR	5,852,195	BGN	(13,196,700)	2010/2/26	(808,613)
EUR	8,700,000	LTL	(33,137,430)	2010/2/26	(227,429)
INR	469,953,474	USD	(9,251,053)	2009/7/8	554,455
INR	522,684,474	USD	(10,278,947)	2009/7/8	626,785
INR	847,961,667	USD	(16,891,667)	2009/7/17	787,512
INR	544,019,000	USD	(10,900,000)	2009/7/20	439,378
INR	296,726,500	USD	(5,950,000)	2009/7/20	234,883
USD	22,911,934	EUR	(16,422,442)	2009/8/12	(122,850)
USD	16,410,000	BRL	(31,981,449)	2009/7/2	91,269
IDR	104,263,500,000	USD	(9,790,000)	2009/8/19	312,563
IDR	79,893,200,000	USD	(7,580,000)	2009/8/24	152,785
IDR	97,060,000,000	USD	(9,200,000)	2009/8/24	194,343
INR	794,808,000	USD	(16,600,000)	2009/8/24	(78,473)
INR	1,041,881,981	USD	(21,819,518)	2009/8/26	(165,335)
USD	77,591,586	EUR	(55,721,977)	2009/8/12	(566,322)
EUR	63,765,602	USD	(89,157,427)	2009/8/12	282,796
MYR	99,250,251	USD	(28,359,645)	2009/8/26	(177,898)
MYR	80,050,989	USD	(23,069,449)	2009/8/26	(339,262)
BRL	96,971,613	USD	(49,230,000)	2009/7/2	250,362
USD	29,904,962	BRL	(59,386,360)	2009/7/2	(397,293)
KRW	20,741,767,500	USD	(16,630,000)	2009/9/1	(298,028)
COP	14,745,346,538	USD	(6,864,686)	2009/7/2	(479)
USD	7,387,394	COP	(14,88,445,545)	2009/7/2	457,037
COP	11,069,306,928	USD	(5,148,515)	2009/7/2	4,434
USD	7,399,327	COP	(14,887,445,545)	2009/7/2	468,970
COP	18,847,683,169	USD	(8,786,799)	2009/7/2	(12,885)

USD	7,388,310	COP	(14,887,445,545)	2009/7/2	457,953
BRL	60,371,400	USD	(30,300,000)	2009/7/2	504,878
USD	32,800,000	BRL	(64,570,080)	2009/7/2	(147,280)
EUR	8,378,816	USD	(11,596,282)	2009/8/12	156,186
GBP	4,796,168	USD	(7,877,480)	2009/9/17	20,137
USD	19,696,000	KRW	(25,033,616,000)	2009/7/23	19,721
USD	27,300,000	INR	(1,323,504,000)	2009/7/23	(279,714)
USD	9,848,000	KRW	(12,516,808,000)	2009/7/23	9,861
USD	19,696,000	KRW	(25,013,920,000)	2009/7/23	35,202
PLN	72,759,548	EUR	(16,125,000)	2009/7/29	191,152
USD	7,843,351	GBP	(4,784,865)	2009/9/17	(35,655)
RUB	285,480,600	USD	(9,060,000)	2009/7/24	54,134
HUF	4,647,804,300	EUR	(16,502,643)	2009/7/29	617,040
PLN	111,968,003	USD	(34,721,991)	2009/7/29	378,918
INR	474,039,000	USD	(9,700,000)	2009/9/29	125,194
INR	473,651,000	USD	(9,700,000)	2009/9/29	117,152
USD	18,418	GBP	(11,303)	2009/9/17	(194)
HUF	1,790,038,924	USD	(8,971,277)	2009/7/29	181,503
USD	18,000,000	BRL	(35,586,000)	2009/8/4	(40,242)
				合計	9,295,264

b) 金利スワップ契約

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド
(2009年6月30日現在)

通貨	額面金額	償還日	変動金利	固定金利	未実現利益/(損失) (米ドル)
MYR	(39,620,000)	2019/4/23	2.11		(11,271,693)
MYR	39,620,000)	2019/4/23		4.07	10,787,652
ILS	(26,300,000)	2019/5/14		5.50	(6,706,532)
ILS	26,300,000	2019/5/14	1.27		6,762,647
ILS	40,350,000	2019/5/14		5.52	10,391,620
ILS	(40,350,000)	2019/5/14	1.27		(10,289,299)
INR	900,000,000	2014/5/22		5.78	18,661,550
INR	(900,000,000)	2014/5/22	5.78		(18,787,183)
					(451,237)

c) 通貨スワップ契約

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド
(2009年6月30日現在)

通貨	額面金額	償還日	変動金利	固定金利	未実現利益/(損失) (米ドル)
PHP	173,500,000	2014/1/27	1.62		(3,660,338)
USD	(3,660,338)	2014/1/27		5.60	3,688,738
IDR	53,865,000,000	2010/3/15		17.00	5,552,9203
USD	(4,500,000)	2010/3/15	1.90		(4,500,000)
IDR	107,730,000,000	2010/3/15		17.00	11,105,807
USD	(9,000,000)	2010/3/15	1.90		(9,000,000)
IDR	110,026,000,000	2010/4/23		11.65	10,964,350
USD	(10,150,000)	2010/4/23	1.64		(10,150,000)
RUB	58,215,612	2010/11/29		6.88	(1,780,000)
USD	(1,780,000)	2010/11/29	23.51		2,027,810
RUB	58,215,612	2011/11/14		5.93	(1,780,000)
GBP	(1,780,000)	2011/11/14	23.30		2,099,031
RUB	87,695,998	2010/3/15		6.33	(2,931,393)
USD	(1,780,000)	2010/3/15	22.15		2,669,308
RUB	58,215,612	2012/10/31		6.61	(1,780,000)
USD	(1,780,000)	2012/10/31	25.31		2,193,004
RUB	53,309,802	2011/10/12		7.50	(1,630,000)
USD	(1,630,000)	2011/10/12	24.51		1,889,063
				合計	4,978,283

d) オプション契約

該当事項はありません。

11. 総経費率(TER)

$$\text{TER} = \frac{\text{株式クラス通貨での営業費用合計}}{\text{株式クラス通貨での平均サブ・ファンド資産}} \times 100$$

12. 資本参加と同様の貸付金

ブルーベイ・ハイ・インカム・ローン・インベストメンツ(ルクセンブルグ)エス・エイ(以下「借入人」といいます)およびブルーベイ・ストラクチャード・ファンズ:ハイ・インカム・ローン・ファンド(以下「貸付人」といいます)は、2009年4月16日付で貸付金契約を締結し、貸付人は、借入人に対し資本参加と同様の貸付金を供与します。本契約は10年間にわたり効力を有します。

ブルーベイ・ハイ・イールド・エンハンスド・インベストメンツ(ルクセンブルグ)エス・エイ(以下「借入人」といいます)およびブルーベイ・ストラクチャード・ファンズ:ハイ・イールド・エンハンスド・ファンド(以下「貸付人」といいます)は、2009年4月16日付で貸付金契約を締結し、貸付人は、借入人

に対し資本参加と同様の貸付金を供与します。本契約は10年間にわたり効力を有します。

借入人は、貸付時に貸付人の認め得る金額および通貨の貸付を、貸付人の承認を持って借入れることができます。貸付には、年率1%の固定利子ならびに貸付金契約に記載される変動利率利子が付されます。

借入人は、各貸付ならびに満額の貸付利子を10年目の借入日に返済するものとします。

a) ブルーベイ・ハイ・イールド・エンハンスト・インベストメンツ(ルクセンブルグ)エス・エイ
(2009年6月30日現在)

	EUR
資本参加と同様の貸付金 - EUR	7,500,000
資本参加と同様の貸付金 - GBP	11,588,285
資本参加と同様の貸付金 - USD	884,041
	19,972,326

b) ブルーベイ・ハイ・インカム・ローン・インベストメンツ(ルクセンブルグ)エス・エイ
(2009年6月30日現在)

	EUR
資本参加と同様の貸付金 - EUR	63,087,410
資本参加と同様の貸付金 - GBP	50,941,422
資本参加と同様の貸付金 - USD	25,668,091
	139,696,923

借入人による投資の市場価格の全ては、各サブ・ファンドの連結純資産状況で一元管理され、各サブ・ファンドの投資明細表の一部として開示されます。投資により生じた利子は、各サブ・ファンドの管理状況において一元管理されます。借入人は、ファンドの完全子会社であり、借入人の当初資本金は、各サブ・ファンドの純資産状況に反映されます。

13. トータル・リターン・スワップ

a) トータル・リターン・スワップ - 債券

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド

額面金額	通貨	償還日	支払	受取	未実現利益/(損失) (米ドル)
49,795,200	KRW	2010/5/21	1.08%	Korean Treasury Bond 5.75% 2018/10/9	(1,134,161)
				合計	(1,134,161)

b) トータル・リターン・スワップ - 株式

該当事項はありません。

[次へ](#)

(参考)SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド

有価証券明細(2010年6月末日現在)

国名	種別	証券銘柄	利率 (%)	償還日	取引 通貨	額面金額	米ドル時価	純資産 比率(%)
アルゼンチン	国債	REPUBLIC ARGENT ZCPN 12/15/35W/I	0.00	2035/12/15	ARS	992,393,779	18,458,524.29	1.93
インド	金利スワップ等	IRS R05.55PIROF 06/09/12 CITINY LONG	5.55	2012/6/9	INR	2,861,310,000	61,356,226.37	6.42
	金利スワップ等	IRS R06.87PIROF 06/22/15 MLLDN LONG	6.87	2015/6/22	INR	1,222,500,000	26,614,206.66	2.79
	金利スワップ等	IRS R06.54PIROF 05/14/15 NOMINTL LONG	6.54	2015/5/14	INR	1,194,150,000	25,665,092.69	2.69
	金利スワップ等	IRS R06.88PIROF 06/18/15 NOMINTL LONG	6.88	2015/6/18	INR	772,050,000	16,812,621.42	1.76
	クレジット・リ ンク 債等	JP MORGAN CH 8% 7/9/12 /INR/	8.00	2012/7/9	INR	147,500,000	3,399,375.61	0.36
	金利スワップ等	IRS PIROFR06.88 06/18/15 NOMINTL SHORT	5.33	2015/6/18	INR	-772,050,000	-16,622,887.29	-1.74
	金利スワップ等	IRS PIROFR06.54 05/14/15 NOMINTL SHORT	4.53	2015/5/14	INR	-1,194,150,000	-25,711,056.09	-2.69
	金利スワップ等	IRS PIROFR06.87 06/22/15 MLLDN SHORT	5.25	2015/6/22	INR	-1,222,500,000	-26,321,455.48	-2.76
	金利スワップ等	IRS PIROFR05.55 06/09/12 CITINY SHORT	4.98	2012/6/9	INR	-2,861,310,000	-61,606,416.19	-6.45
インドネシア	トータル・リ ターン・スワッ プ	TRS INDONESIA GOV 12.8% 6/15/21	12.80	2021/6/15	IDR	166,091,080,000	24,093,741.89	2.52
	トータル・リ ターン・スワッ プ	TRS INDONESIA GOV 11.5% 9/15/19	11.50	2019/9/15	IDR	111,150,000,000	14,744,387.76	1.54
	トータル・リ ターン・スワッ プ	TRS INDONESIA GOVERNMENT 10.25% 7/15/22 /IDR/ LONG CLEAN PRICING	10.25	2022/7/15	IDR	50,000,000,000	6,094,870.38	0.64
	トータル・リ ターン・スワッ プ	INDONESIA GOVT 11% 10/15/14	11.00	2014/10/15	IDR	46,723,500,000	5,753,459.11	0.60
	トータル・リ ターン・スワッ プ	TRS INDOGB 9 1/2 6/15/15 /IDR/	9.50	2015/6/15	IDR	31,064,500,000	3,653,891.13	0.38
	トータル・リ ターン・スワッ プ	INDONESIA 12.5% 3/15/13 /IDR/	12.50	2013/3/15	IDR	25,000,000,000	3,092,250.41	0.32
	トータル・リ ターン・スワッ プ	INDONESIA GOVT 11% 10/15/14	11.00	2014/10/15	IDR	25,059,000,000	3,085,726.28	0.32
	トータル・リ ターン・スワッ プ	INDONESIA GOV 11% 12/15/12/IDR	11.00	2012/12/15	IDR	25,000,000,000	2,978,488.69	0.31
	トータル・リ ターン・スワッ プ	INDONESIA GOV 9.5% 6/15/15 /IDR	9.50	2015/6/15	IDR	25,059,000,000	2,947,507.86	0.31
	クレジット・リ ンク 債等	JP MORGAN CHASE 0% 4/12/12	0.00	2012/4/12	IDR	13,504,220,080	1,325,916.28	0.14
	クレジット・リ ンク 債等	EUROPEAN INVT 0% 4/24/13 /IDR/	0.00	2013/4/24	IDR	9,808,650,000	904,592.33	0.09
ウクライナ	クレジット・リ ンク 債等	INTL FINANCE CORP 0% 7/30/10	0.00	2010/7/30	USD	7,200,000	6,966,036.00	0.73

コロンビア	トータル・リ ターン・スワッ プ	TRS COLTES 9 1/4 08/15/12	0.00	2012/8/15	COP	35,467,400,000	20,086,601.47	2.10
	クレジット・リ ンク 債等	CITIGROUP FUNDING 0% 7/27/20	0.00	2020/7/27	COP	23,000,000,000	15,882,451.24	1.66
	トータル・リ ターン・スワッ プ	COLTES 13 1/2 09/12/14 LONG	13.50	2014/9/12	COP	21,950,187,939	14,056,294.08	1.47
	金利スワップ等	RECV CCSCOP20121227GSLDN LONG	5.02	2012/12/27	COP	22,752,140,000	12,069,626.40	1.26
	国債	REP COLOMBIA 12% 10/22/15 /COP/	12.00	2015/10/22	COP	15,467,000,000	10,384,847.43	1.09
	国債	REPUBLIC 7.75% 04/14/21 /COP/	7.75	2021/4/14	COP	15,821,000,000	8,916,715.85	0.93
	クレジット・リ ンク 債等	CITIGROUP FUNDING V/R 10/29/15	0.01	2015/10/29	USD	6,000,000	7,658,088.00	0.80
	金利スワップ等	RECV CCSCOP20200326DEUTLDN LONG	8.20	2020/3/26	COP	5,293,180,000	3,101,797.54	0.32
タイ	金利スワップ等	IRS RB06MP02.68 05/10/12 JPMLDN LONG	0.00	2012/5/10	THB	4,530,600,000	139,298,483.62	14.59
	金利スワップ等	IRS R03.99PTH6M 03/05/20 HSBCLDN LONG	3.99	2020/3/5	THB	547,290,000	17,806,668.33	1.86
	金利スワップ等	IRS PTH6MR03.99 03/05/20 HSBCLDN SHORT	0.93	2020/3/5	THB	-547,290,000	-16,896,881.75	-1.77
	金利スワップ等	IRS P02.68RB06M 05/10/12 JPMLDN SHORT	2.68	2012/5/10	THB	-4,530,600,000	-139,876,505.09	-14.65
チリ	金利スワップ等	IRS R05.18PCHPF 05/17/15 GSLDN LONG	0.00	2015/5/17	CLP	6,631,400,000	12,291,297.90	1.29
	金利スワップ等	IRS R05.17PCHPF 02/02/15 JPMLDN LONG	5.17	2015/2/2	CLP	4,795,107,000	9,000,555.33	0.94
	金利スワップ等	IRS PCHPF05.17 02/02/15 JPMLDN SHORT	0.63	2015/2/2	CLP	-4,795,107,000	-8,750,993.70	-0.92
	金利スワップ等	IRS PCHPF05.18 05/17/15 GSLDN SHORT	1.34	2015/5/17	CLP	-6,631,400,000	-12,102,199.11	-1.27
トルコ	金利スワップ等	RECV CCSTRY20120804HSBCLD	9.52	2012/8/4	TRY	51,640,000	35,303,136.01	3.70
	国債	TURKEY GO 10% 2/15/12 /TRY/	10.00	2012/2/15	TRY	32,917,868	23,058,620.87	2.41
	クレジット・リ ンク 債等	JP MORGAN CHASE 0% 10/4/17 MTN CUSIP JPM041017	0.00	2017/10/4	TRY	24,800,000	7,372,879.84	0.77
ハンガリー	国債	REPUBLIC 6.75% 07/28/14 /EUR	6.75	2014/7/28	EUR	16,520,000	20,909,858.97	2.19
	金利スワップ等	RECV CCSHUF20140728CITINY	11.56	2014/7/28	HUF	4,520,367,600	20,435,477.62	2.14
	国債	HUNGARY G 5.5% 2/12/14 /HUF/	5.50	2014/2/12	HUF	88,350,000	359,659.14	0.04
フィリピン	クレジット・リ ンク 債等	JP MORGAN CHASE 6% 10/10/12 /PHP/	6.00	2012/10/10	PHP	516,400,000	11,406,363.07	1.19
	クレジット・リ ンク 債等	JP MORGAN CHASE &	6.00	2012/10/10	PHP	30,000,000	662,646.96	0.07
ブラジル	金利スワップ等	IRS R00.00P00.00 01/03/11 CITINY LONG	0.00	2011/1/3	BRL	529,146,000	293,566,334.59	30.74
	金利スワップ等	IRS R00.00P00.00 01/03/11 MSDWNV LONG	0.00	2011/1/3	BRL	220,160,000	122,090,567.72	12.78
	金利スワップ等	IRS R00.00P00.00 01/03/11 GSLDN LONG	0.00	2011/1/3	BRL	216,050,000	119,826,294.66	12.55
	国債	NOTA DO TES 10% 1/1/12 /BRL/	10.00	2012/1/1	BRL	161,224,000	91,285,929.51	9.56
	国債	NOTA DO TESOURO 10% 1/1/17 /BRL/	10.00	2017/1/1	BRL	44,477,000	23,498,134.29	2.46

	国債	NOTA DO TESOURO 10% 1/1/14/BRL	10.00	2014/1/1	BRL	40,832,000	22,336,975.82	2.34
	国債	REP OF BRAZIL 10.25% 1/10/28	10.25	2028/1/10	BRL	24,800,000	13,947,850.21	1.46
	金利スワップ等	IRS P00.00R00.00 01/03/11 GSLDN SHORT	0.00	2011/1/3	BRL	-216,050,000	-119,861,303.74	-12.55
	金利スワップ等	IRS P00.00R00.00 01/03/11 MSDWNY SHORT	0.00	2011/1/3	BRL	-220,160,000	-122,141,470.18	-12.79
	金利スワップ等	IRS P00.00R00.00 01/03/11 CITINY SHORT	0.00	2011/1/3	BRL	-529,146,000	-293,562,274.62	-30.74
ペルー	国債	PERU BONO SOB 7.84% 8/12/20	7.84	2020/8/12	PEN	13,840,000	5,487,003.46	0.57
ポーランド	国債	POLAND GO 5.5% 04/25/15 /PLN/	5.50	2015/4/25	PLN	235,430,000	69,921,765.39	7.32
	金利スワップ等	IRS R05.47PW16M 05/31/14 JPMLDN LONG	5.47	2014/5/31	PLN	83,640,000	24,801,623.83	2.60
	国債	POLAND GO 5?04/25/37 /PLN/	5.00	2037/4/25	PLN	13,500,000	3,402,332.59	0.36
	金利スワップ等	IRS PW16MR05.47 05/31/14 JPMLDN SHORT	0.00	2014/5/31	PLN	-83,640,000	-24,766,445.08	-2.59
マレーシア	国債	MALAYSIAN 5.094% 4/30/14 /MYR/	5.09	2014/4/30	MYR	171,770,000	56,186,696.53	5.88
	金利スワップ等	IRS R04.94PKL3M 06/23/20 HSBCLDN LONG	4.94	2020/6/23	MYR	106,270,000	33,013,913.70	3.46
	国債	MALAYSIAN 3.756% 4/28/11 /MYR/	3.76	2011/4/28	MYR	65,000,000	20,245,276.45	2.12
	金利スワップ等	IRS PKL3MR04.94 06/23/20 HSBCLDN SHORT	0.00	2020/6/23	MYR	-106,270,000	-32,824,710.42	-3.44
メキシコ	国債	MEXICAN FIXED 8% 12/17/15/MXN/	8.00	2015/12/17	MXN	927,650,000	77,644,167.48	8.13
	国債	MEXICAN FIXED 8% 12/19/13	8.00	2013/12/19	MXN	361,639,000	30,075,133.28	3.15
	国債	MEXICAN BONO 9.5% 12/18/14/MXN	9.50	2014/12/18	MXN	300,000,000	26,339,786.02	2.76
ルーマニア	クレジット・リ ンク 債等	DEPFA BANK 6.75% 5/9/12 /RON/	6.75	2012/5/9	RON	26,695,000	6,720,203.28	0.70
ロシア	トータル・リ ターン・スワッ プ	RFLB 10 09/28/11	10.00	2011/9/28	RUB	582,763,000	19,777,447.01	2.07
	クレジット・リ ンク 債等	JPMORGAN CHASE V/R 6/20/11 RUB	7.34	2011/6/20	RUB	384,000,000	12,222,741.88	1.28
	クレジット・リ ンク 債等	WHITE NIGHTS FIN	10.50	2014/3/8	USD	6,810,000	7,909,636.92	0.83
	金利スワップ等	RECV CCSRUB20111114JPMLDN	14.70	2011/11/14	RUB	58,215,612	1,990,642.39	0.21
	クレジット・リ ンク 債等	SB CAPITAL 5.93% 11/14/11	5.93	2011/11/14	USD	1,780,000	1,848,418.75	0.19
	クレジット・リ ンク 債等	VTB CAPITAL SA 6.609? 10/31/12	6.61	2012/10/31	USD	1,780,000	1,837,894.50	0.19
	クレジット・リ ンク 債等	RSHB CAPTL 6.875% 11/29/10	6.88	2010/11/29	USD	1,780,000	1,813,259.30	0.19
	クレジット・リ ンク 債等	VTB BANK 7.5% 10/12/11	7.50	2011/10/12	USD	1,630,000	1,714,271.00	0.18
韓国	金利スワップ等	IRS R04.13PKWDC 06/25/12 MLLDN LONG	4.13	2012/6/25	KRW	154,467,480,000	126,553,067.23	13.25
	トータル・リ ターン・スワッ プ	KOREA TRE 5.75% 09/10/18 /KRW	5.75	2018/9/10	KRW	31,460,600,000	27,677,025.63	2.90

	金利スワップ等	IRS PKWDCR04.13 06/25/12 MLLDN SHORT	0.00	2012/6/25	KRW	-154,467,480,000	-126,426,158.13	-13.24
南アフリカ共和国	国債	REPUBLIC 13.5% 9/15/15 /ZAR/	13.50	2015/9/15	ZAR	281,470,000	45,090,606.90	4.72
	国債	REPUBLIC SA 10.5% 12/21/26/ZAR	10.50	2026/12/21	ZAR	280,703,248	41,148,493.38	4.31
	国債	REPUBLIC OF SA 8% 12/21/18/ZAR	8.00	2018/12/21	ZAR	119,080,000	14,819,827.40	1.55
	国債	REPUBLIC 8.25% 9/15/17 /ZAR/	8.25	2017/9/15	ZAR	95,802,000	12,215,442.35	1.28
米国	国債	REPUBLIC 6.75% 03/31/21 /ZAR	6.75	2021/3/31	ZAR	54,923,176	6,111,728.34	0.64
	金利スワップ等	RECV CCSTRY20120810JPMLDN	0.54	2012/8/10	TRY	103,255,000	69,089,548.64	7.23
	金利スワップ等	RECV CCSRUB 0% 3/8/14 /RUB/	17.45	2014/3/8	RUB	198,579,600	5,917,025.17	0.62
	通貨オプション	C/O BRL REC JAN11/JUL11 12.75	6.75	2011/1/3	BRL	2,760,000,000	4,593,619.97	0.48
	金利スワップ等	RECV CCRUB20121031JPMLDN LONG	17.00	2012/10/31	RUB	58,215,612	2,137,690.45	0.22
	金利スワップ等	RECV CCSRUB20101129JPMLDN LONG	0.00	2010/11/29	RUB	58,215,612	1,898,420.11	0.20
	金利スワップ等	RECV CCRUB20111012JPMLDN LONG	14.00	2011/10/12	RUB	53,309,802	1,893,709.38	0.20
	通貨オプション	C/O BRL REC JAN11/JUL11 11.75	0.00	2011/3/1	BRL	2,760,000,000	1,378,085.99	0.14
	通貨オプション	P/O AUD CHF 0.83 SEP10 OT	9.60	2010/12/23	CHF	2,820,000	575,323.41	0.06
	通貨オプション	P/O KRW 1120 NOV10 DKO	0.00	2010/11/30	USD	27,240,000	569,316.00	0.06
	通貨オプション	P/O USD/MYR 3.10 OT	0.00	2010/9/8	USD	1,360,000	537,200.00	0.06
	通貨オプション	P/O EURMXN 15.855 DKO 12/3/10	14.10	2010/12/3	EUR	11,360,000	351,211.16	0.04
	通貨オプション	CALL USDGBP 1.7 DEC10 OT	0.00	2010/12/23	USD	1,130,000	94,920.00	0.01
	通貨オプション	P/O RZAR 13.0 SEP10 OT	0.00	2010/9/13	EUR	2,720,000	28,319.69	0.00
	通貨オプション	P/O_USDJPY 110 JUL10 OT	0.00	2010/7/9	USD	18,540,000	185.40	0.00
	金利スワップ等	PAYB CCSRUB20111012JPMLDN	6.87	2011/10/12	USD	-1,630,000	-1,630,000.00	-0.17
	金利スワップ等	PAYB CCSRUB20111114JPMLDN SHORT	6.61	2011/11/14	USD	-1,780,000	-1,780,000.00	-0.19
	金利スワップ等	PAYB CCSRUB20121031JPMLDN	0.40	2012/10/31	USD	-1,780,000	-1,780,000.00	-0.19
	金利スワップ等	PAYB CCSRUB20101129JPMLDN	0.44	2010/11/29	USD	-1,780,000	-1,780,000.00	-0.19
	金利スワップ等	PAYB CCSCOP20200326DEUTLDN SHORT	0.00	2020/3/26	USD	-2,775,658	-2,775,658.10	-0.29
通貨オプション	C/O BRL REC JAN11/JUL11 12.25	0.00	2011/1/3	BRL	-5,540,000,000	-5,224,965.33	-0.55	
金利スワップ等	RECV CCSRUB V/R 3/8/14	5.93	2014/3/8	USD	-6,810,000	-6,810,000.00	-0.71	
金利スワップ等	PAYB CCSCOP20121227GSLDN SHORT	0.00	2012/12/27	USD	-12,025,444	-12,025,443.97	-1.26	
金利スワップ等	PAYB CCSHUF20140728CITINY	0.00	2014/7/28	EUR	-16,520,000	-20,235,347.46	-2.12	
金利スワップ等	PAYB CCSTRY20120804HSBCLD	0.00	2012/8/4	USD	-34,426,667	-34,426,666.67	-3.60	
金利スワップ等	PAYB CCSTRY20120810JPMLDN	0.00	2012/8/10	USD	-67,267,101	-67,267,100.98	-7.04	

上記の明細につきましては、ブラウン・ブラザーズ・ハリマンのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成。

2【ファンドの現況】

以下の運用状況は平成22年6月末日現在です。

<エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）>

【純資産額計算書】

資産総額	293,974,147 円
負債総額	450,146 円
純資産総額（ - ）	293,524,001 円
発行済口数	274,672,517 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0686 円

（参考）SIM ショートターム・マザー・ファンド

純資産額計算書

資産総額	1,054,289,237 円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	1,054,289,237 円
発行済口数	1,037,827,453 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0159 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- 1）受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- 2）前記1）の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載

または記録が行われるよう通知するものとします。

- 3) 前記1)の振替えについて、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成22年6月末現在	資本金	495,000,000円
	発行可能株式総数	39,600株
	発行済株式総数	9,900株

最近5年間における資本金の増減はありません。

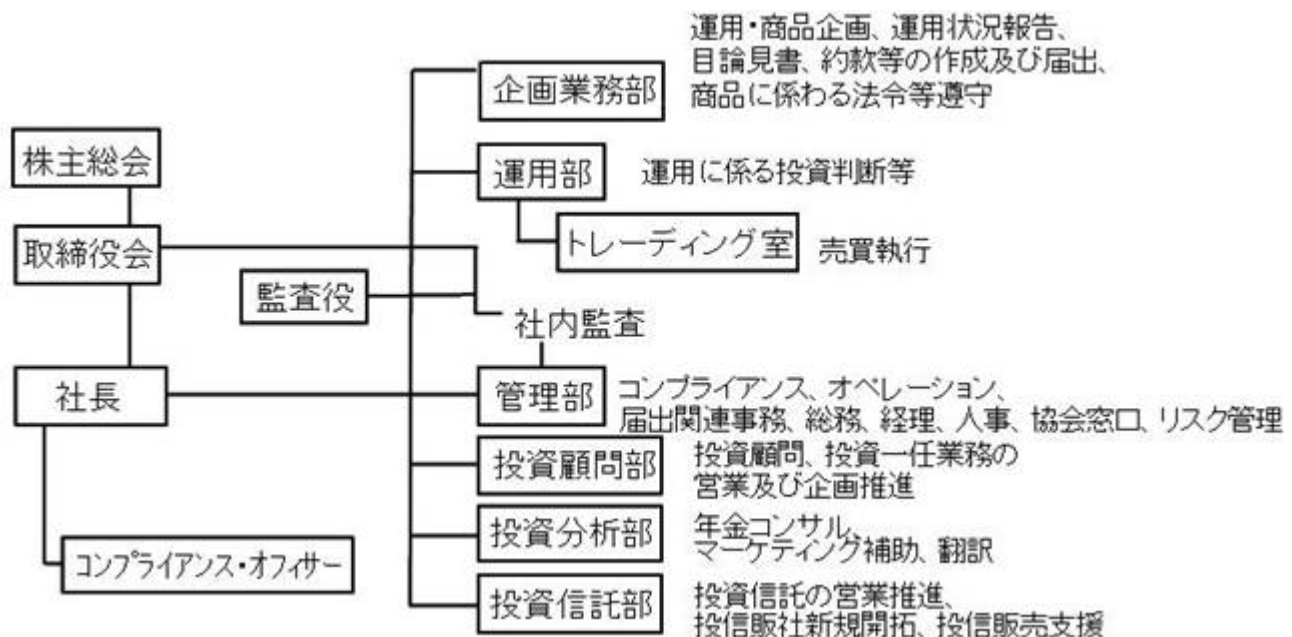
(2) 会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとしします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



(3) 投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、企画業務部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長、投資顧問の運用に関わる審議事項

については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年6月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計34本（追加型投資信託16本、単位型投資信託18本）であり、純資産の総額は171,408百万円(百万円未満切捨)です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

第8期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。また、第9期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、監査法人トーマツの監査を受けており、第9期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

期別		第8期 (平成21年3月31日現在)			第9期 (平成22年3月31日現在)		
科目	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
預金	2	621,602			750,015		
前払費用		7,536			5,719		
未収還付法人税等		13,982			-		
未収委託者報酬		126,871			209,939		
未収運用受託報酬		26,047			16,877		
未収収益		11,333			12,450		
繰延税金資産		-			6,741		
差入保証金	2	-			29,082		
流動資産計		807,375		92.8	1,030,827		98.5
固定資産							
有形固定資産							
建物	1	2,648			3,950		
器具備品	1	5,925			3,591		
無形固定資産							
ソフトウェア		9,904			7,470		
商標権		267			193		
投資その他の資産		43,853		5.0	605		0.1
差入保証金	2	40,649			-		
繰延税金資産		3,204			605		
固定資産計		62,599		7.2	15,811		1.5
資産合計		869,974		100.0	1,046,639		100.0

期別		第8期 (平成21年3月31日現在)			第9期 (平成22年3月31日現在)		
科目	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
未払金		132,792			206,200		
未払手数料	2	72,118			124,082		
その他未払金	2	60,674			82,118		
未払費用		16,600			17,836		
未払法人税等		1,292			19,542		
未払消費税等		6,339			3,498		
固定資産処分損失引当金		-			5,305		
繰延税金負債		2,673			-		
その他		12			23		
流動負債計		159,710		18.4	252,407		24.1

固定負債							
固定資産処分損失引当金			4,676			-	
固定負債計			4,676	0.5		-	-
負債合計			164,386	18.9		252,407	24.1
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			495,000			495,000	
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		210,587			299,231		
利益剰余金合計			210,587			299,231	
株主資本合計			705,587	81.1		794,231	75.9
純資産合計			705,587	81.1		794,231	75.9
負債・純資産合計			869,974	100.0		1,046,639	100.0

(2) 【損益計算書】

	注記 番号	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		第9期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		2,029,950		1,737,419	
運用受託報酬		174,144		125,022	
その他営業収益		64,502		40,426	
営業収益計		2,268,597	100.0	1,902,869	100.0
営業費用					
支払手数料	1	1,236,997		1,076,307	
広告宣伝費		77,319		52,884	
公告費		866		600	
調査費					
函書費		591		590	
調査費		116,473		106,657	
委託計算費		33,621		29,530	
営業雑経費					
通信費		2,915		1,941	
印刷費		13,237		14,118	
協会費		2,484		2,995	
その他営業雑経費		1,771		1,850	
営業費用計		1,486,280	65.5	1,287,474	67.7
一般管理費					
給料					
役員報酬		31,748		28,275	
給料・手当		334,996		221,833	
賞与		78,510		41,410	
退職給付費用		38,309		36,846	

交際費		2,373			1,008		
旅費交通費		20,063			11,586		
租税公課		9,292			4,823		
不動産賃借料		48,191			36,248		
固定資産減価償却費		5,459			5,349		
諸経費		127,187			77,736		
一般管理費計			696,131	30.7		465,118	24.4
営業利益			86,185	3.8		150,276	7.9
営業外収益							
受取利息	1	499			112		
雑収入		448			751		
営業外収益計			947	0.0		864	0.0
営業外費用							
雑損失		0			230		
営業外費用計			0	0.0		230	0.0
経常利益			87,133	3.8		150,910	7.9
特別損失							
損害賠償金	2	612			-		
固定資産処分損失引当金繰入額	3	-			629		
特別損失計			612	0.0		629	0.0
税引前当期純利益			86,520	3.8		150,281	7.9
法人税、住民税及び事業税	1	22,293			68,454		
法人税等調整額		13,962	36,255	1.6	6,816	61,637	3.2
当期純利益			50,264	2.2		88,643	4.7

(3) 【株主資本等変動計算書】

第8期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	160,322
	当期変動額	当期純利益 50,264
	当期末残高	210,587
利益剰余金合計	前期末残高	160,322
	当期変動額	50,264
	当期末残高	210,587
株主資本合計	前期末残高	655,322
	当期変動額	50,264
	当期末残高	705,587
純資産合計	前期末残高	655,322
	当期変動額	50,264
	当期末残高	705,587

第9期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	210,587
	当期変動額	当期純利益 88,643
	当期末残高	299,231
利益剰余金合計	前期末残高	210,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	299,231
株主資本合計	前期末残高	705,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	794,231
純資産合計	前期末残高	705,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	794,231

〔重要な会計方針〕

項目	第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 15年 器具備品 3～15年</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p>
2. 引当金の計上基準	<p>固定資産処分損失引当金 将来の事務所移転に伴う有形固定資産の除却損及び原状回復費用等について、契約書等に基づき合理的に算出した損失見込み額を計上したものであります。</p>	<p>固定資産処分損失引当金 同左</p>

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p> <p>連結納税制度の適用 同左</p>
----------------------------	---	---

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

第8期 （平成21年3月31日現在）	第9期 （平成22年3月31日現在）																								
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table data-bbox="223 739 670 817"> <tr> <td>建物</td> <td>1,941千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>13,173千円</td> </tr> </table> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <table data-bbox="223 907 670 1075"> <tr> <td>預金</td> <td>439,473千円</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>40,649千円</td> </tr> <tr> <td>未払手数料</td> <td>34,220千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金</td> <td>15,153千円</td> </tr> </table> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>	建物	1,941千円	器具備品	13,173千円	預金	439,473千円	差入保証金	40,649千円	未払手数料	34,220千円	その他未払金	15,153千円	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table data-bbox="893 739 1340 817"> <tr> <td>建物</td> <td>2,645千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>14,223千円</td> </tr> </table> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <table data-bbox="893 907 1340 1075"> <tr> <td>預金</td> <td>393,907千円</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>29,082千円</td> </tr> <tr> <td>未払手数料</td> <td>66,518千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金</td> <td>46,861千円</td> </tr> </table> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>	建物	2,645千円	器具備品	14,223千円	預金	393,907千円	差入保証金	29,082千円	未払手数料	66,518千円	その他未払金	46,861千円
建物	1,941千円																								
器具備品	13,173千円																								
預金	439,473千円																								
差入保証金	40,649千円																								
未払手数料	34,220千円																								
その他未払金	15,153千円																								
建物	2,645千円																								
器具備品	14,223千円																								
預金	393,907千円																								
差入保証金	29,082千円																								
未払手数料	66,518千円																								
その他未払金	46,861千円																								

（損益計算書関係）

第8期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	第9期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）												
<p>1. 関係会社との取引</p> <table data-bbox="175 1512 766 1635"> <tr> <td>支払手数料</td> <td>439,139千円</td> </tr> <tr> <td>受取利息</td> <td>499千円</td> </tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税</td> <td>15,153千円</td> </tr> </table> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p> <p>2. 損害賠償金612千円は、主に投資顧問業に係るものであります。</p>	支払手数料	439,139千円	受取利息	499千円	法人税、住民税及び事業税	15,153千円	<p>1. 関係会社との取引</p> <table data-bbox="845 1512 1436 1635"> <tr> <td>支払手数料</td> <td>452,491千円</td> </tr> <tr> <td>受取利息</td> <td>112千円</td> </tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税</td> <td>46,861千円</td> </tr> </table> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>	支払手数料	452,491千円	受取利息	112千円	法人税、住民税及び事業税	46,861千円
支払手数料	439,139千円												
受取利息	499千円												
法人税、住民税及び事業税	15,153千円												
支払手数料	452,491千円												
受取利息	112千円												
法人税、住民税及び事業税	46,861千円												

	<p>3. 固定資産処分損失引当金繰入額629千円は、当期取得をした有形固定資産について、将来の事務所移転に伴う除却損を合理的に算出した損失見込額と賃貸面積縮小に伴い、将来の事務所移転に係る原状回復費用等について算出した引当戻入額とを相殺した金額であります。</p>
--	---

(株主資本等変動計算書関係)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)					第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)				
1. 発行済株式に関する事項					1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末	株式の種類	前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末
普通株式(株)	9,900			9,900	普通株式(株)	9,900			9,900

(リース取引関係)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

第9期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である賃貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内の支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である賃貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	750,015	750,015	-
未収委託者報酬	209,939	209,939	-
未収運用受託報酬	16,877	16,877	-
差入保証金	29,082	27,106	1,975
資産計	1,005,915	1,003,939	1,975
未払手数料	124,082	124,082	-
その他未払金	82,118	82,118	-
負債計	206,200	206,200	-

(2) 時価の算定方法

資産

預金

保有している満期のない預金について、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、短期間で決済されるため、帳簿価額から原状回復費用の見積額を控除した金額によっております。

負債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	750,015
未収委託者報酬	209,939
未収運用受託報酬	16,877
差入保証金	29,082
合計	1,005,915

(有価証券関係)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(関連当事者情報)

第8期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第 11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	439,139	未払 手数料	34,220
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	15,153	その他 未払金	15,153
							敷金の差入	40,649	差入 保証金	40,649

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第9期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	452,491	未払 手数料	66,518
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	46,861	その他 未払金	46,861
							敷金の返還	11,566	差入 保証金	29,082

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

(税効果会計関係)

第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第9期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税 467千円</p> <p>繰延税金負債(流動)との相殺 <u>467千円</u></p> <p>小計 千円</p> <p>固定資産</p> <p>固定資産処分損失引当金 1,902千円</p> <p>その他 <u>1,301千円</u></p> <p>小計 <u>3,204千円</u></p> <p>繰延税金資産合計 3,204千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>流動負債</p> <p>未収還付事業税 3,140千円</p> <p>繰延税金資産(流動)との相殺 <u>467千円</u></p> <p>小計 <u>2,673千円</u></p> <p>繰延税金負債合計 <u>2,673千円</u></p> <p>差引: 繰延税金資産の純額 530千円</p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税 4,582千円</p> <p>固定資産処分損失引当金 1,583千円</p> <p>その他特別損失 <u>575千円</u></p> <p>小計 6,741千円</p> <p>固定資産</p> <p>その他 <u>605千円</u></p> <p>小計 <u>605千円</u></p> <p>繰延税金資産合計 7,347千円</p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。</p>
--	---

(退職給付関係)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

(1株当たり情報)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 71,271円47銭	1株当たり純資産額 80,225円38銭
1株当たり当期純利益 5,077円26銭	1株当たり当期純利益 8,953円90銭

<p>(注)</p> <p>1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。</p> <p>2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。</p>	<p>(注)</p> <p>1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。</p> <p>2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。</p>
---	---

(重要な後発事象)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

平成19年6月28日に開催された定時株主総会において、公告の方法に関する定款変更、平成19年8月9日および9月28日に開催された臨時株主総会において、目的に関する定款変更が決議されました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

委託会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、事業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 株式会社りそな銀行
- ・ 資本金の額 279,928百万円(平成22年3月31日現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

参考：再信託受託会社の概要

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 51,000百万円(平成22年3月31日現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託 するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

- ・ 名称 株式会社新生銀行
- ・ 資本金の額 476,200百万円(平成22年3月31日現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・ 名称 楽天証券株式会社
- ・ 資本金の額 7,477百万円(平成22年4月1日現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 フィデリティ証券株式会社
- ・ 資本金の額 4,907百万円(平成22年6月29日現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 コスモ証券株式会社
- ・ 資本金の額 13,500百万円(平成22年3月31日現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 マネックス証券株式会社
- ・ 資本金の額 7,425百万円(平成22年3月末現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 香川証券株式会社
- ・ 資本金の額 555百万円(平成22年3月末現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 三井生命保険株式会社
- ・ 資本金の額 167,280百万円(平成22年3月31日現在)
- ・ 事業の内容 保険業法に基づき、保険業を営んでいます。

- ・ 名称 内藤証券株式会社
- ・ 資本金の額 3,002百万円(平成22年3月31日現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 楽天銀行株式会社

- ・ 資本金の額 23,485百万円(平成21年7月17日現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・ 名称 東海東京証券株式会社
- ・ 資本金の額 6,000百万円(平成22年6月29日現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 浜銀TT証券株式会社
- ・ 資本金の額 3,307百万円(平成22年4月1日現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 株式会社SBI証券
- ・ 資本金の額 47,937百万円(平成22年3月31日現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100%保有する親会社です。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等
 - ・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- 使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

(2) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(3) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成22年7月9日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）の平成21年5月26日から平成22年5月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）の平成22年5月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月11日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕 晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信 之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	青 木 裕 晃	印
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山 田 信 之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）の平成20年9月30日から平成21年5月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）の平成21年5月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月12日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	青 木 裕 晃	印
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山 田 信 之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。